

令和 4 年 12 月

治安の回顧と展望

(令和 4 年版)

警察庁警備局

掲載内容は、特に記載のある場合を除いて、令和4年11月30日現在の
ものである。

「令和元年中」には、平成31年1月1日から同年4月30日までの期
間を含む。

目次

| | |
|--|----|
| 第1章 警護の見直しの推進 | 1 |
| 第1 令和4年7月8日に奈良市内において実施された 安倍晋三元内閣総理大臣に係る警護についての検証及び警護の見直し | 1 |
| 1 検証によって明らかとなった警護に係る制度及び態勢の問題等 | 1 |
| (1) 警察庁の関与 | 2 |
| (2) 警護体制の充実 | 4 |
| (3) 警護に関する理解と協力の確保 | 4 |
| 2 警護の見直しのための具体的措置 | 5 |
| (1) 警察庁の関与の強化 | 5 |
| (2) 警護対象者との連携の強化 | 7 |
| (3) 体制等の強化 | 7 |
| (4) 警護の強化に向けた更なる取組 | 8 |
| 第2 警護の見直しに向けた具体的措置の実施 | 8 |
| 1 新たな警護要則の施行に伴う諸対策 | 8 |
| (1) 新たな警護要則の制定 | 8 |
| (2) 新たな制度の周知 | 8 |
| 2 体制の強化 | 9 |
| (1) 警察庁における体制の強化 | 9 |
| (2) 都道府県警察における体制の強化 | 9 |
| 3 教養訓練 | 9 |
| 4 今後に向けて | 10 |
| 第3 故安倍晋三国葬儀の執行に伴う警備 | 10 |
| 第2章 治安を取り巻く諸情勢 | 11 |
| 第1 ロシアによるウクライナ侵略をめぐる情勢 | 11 |
| 1 国際情勢 | 11 |
| 2 国内情勢 | 12 |
| (1) 親ロシアのハッカー集団による攻撃声明 | 12 |
| (2) 右翼 | 13 |
| (3) 極左暴力集団 | 13 |
| (4) 日本共産党 | 13 |
| (5) 大衆運動 | 14 |
| 第2 国際関係 | 14 |

| | | |
|-----------|-----------------------|-----------|
| 1 | 中国をめぐる情勢 | 14 |
| (1) | 習近平指導部の動向 | 14 |
| (2) | 内政・経済関係 | 14 |
| (3) | 人民解放軍の動向 | 16 |
| (4) | 香港情勢 | 17 |
| (5) | 台湾情勢 | 18 |
| 2 | ロシアをめぐる情勢 | 19 |
| (1) | プーチン政権の動向 | 19 |
| (2) | 外政関係 | 20 |
| 3 | 北朝鮮をめぐる情勢 | 23 |
| (1) | 軍事関係 | 23 |
| (2) | 内政・経済関係 | 24 |
| (3) | 外政関係 | 26 |
| 4 | 日韓関係をめぐる動向等 | 27 |
| (1) | 尹錫悦政権の誕生 | 27 |
| (2) | 日韓関係をめぐる動向 | 28 |
| 5 | 米中関係をめぐる動向 | 29 |
| (1) | 継続する米中対立 | 29 |
| (2) | 中国企業への制裁強化等をめぐる動向 | 30 |
| 6 | イランを取り巻く動向 | 31 |
| (1) | イランと米国・イスラエルの対立に伴う動向 | 31 |
| (2) | ライースィ大統領就任後の動向 | 32 |
| 7 | アフガニスタンをめぐる情勢 | 33 |
| (1) | タリバーンによる政権運営 | 33 |
| (2) | 国際社会の動向 | 34 |
| 第3 | 国内関係 | 34 |
| 1 | 第26回参議院議員通常選挙結果 | 34 |
| 2 | 第2次岸田改造内閣が発足 | 35 |
| 3 | 普天間飛行場の名護市辺野古移設をめぐる動向 | 36 |
| (1) | 工事の進捗状況等 | 36 |
| (2) | 沖縄県知事選挙 | 37 |

| | | |
|-----------------|-----------------------|-----------|
| 4 | 原子力政策をめぐる動向 | 37 |
| 5 | 新型コロナウイルス感染症をめぐる情勢 | 38 |
| 6 | 経済・雇用情勢 | 39 |
| 第3章 治安情勢 | | 41 |
| 第1 公安情勢 | | 41 |
| 1 | 右翼及び右派系市民グループ | 41 |
| (1) | 右翼の抗議・糾弾活動 | 41 |
| (2) | 右翼の違法行為の取締り | 43 |
| (3) | 右派系市民グループをめぐる動向 | 43 |
| 2 | 極左暴力集団 | 44 |
| (1) | 革マル派 | 44 |
| (2) | 中核派 | 45 |
| (3) | 革労協 | 47 |
| (4) | 成田空港をめぐる情勢 | 47 |
| (5) | 極左暴力集団対策の推進 | 48 |
| 3 | オウム真理教 | 48 |
| (1) | 教団の状況 | 48 |
| (2) | オウム真理教対策の推進 | 50 |
| 4 | 日本共産党 | 51 |
| (1) | 党勢拡大に向けた取組 | 51 |
| (2) | 第26回参議院議員通常選挙の結果 | 51 |
| (3) | 全国労働組合総連合の動向 | 52 |
| 5 | 大衆運動 | 53 |
| (1) | 沖縄県内における反基地運動 | 53 |
| (2) | 原子力政策をめぐる反対運動 | 53 |
| (3) | 憲法改正等をめぐる反対運動 | 54 |
| (4) | 国際会議等を捉えて環境保護等を主張する運動 | 54 |
| (5) | 我が国の捕鯨をめぐる反対運動 | 55 |
| 第2 外事情勢 | | 55 |
| 1 | 中国 | 55 |

| | |
|--|-----------|
| (1) 日中関係 | 55 |
| (2) 中国による対日諸工作等 | 57 |
| 2 ロシア | 59 |
| (1) 日露関係 | 59 |
| (2) ロシアによる対日諸工作等 | 60 |
| 3 北朝鮮 | 61 |
| (1) 朝鮮総聯 | 61 |
| (2) 対北朝鮮措置に係る違法行為の検挙 | 63 |
| 4 北朝鮮による拉致容疑事案等 | 63 |
| (1) 拉致容疑事案等に関する現在の取組 | 63 |
| (2) 拉致容疑事案等をめぐる動向 | 64 |
| (3) 今後の取組 | 64 |
| 5 経済安全保障に関する取組 | 65 |
| 6 不法滞在者対策 | 66 |
| (1) 外国人入国者等の動向 | 66 |
| (2) 外国人の在留をめぐる問題と対策 | 66 |
| | |
| 第3 国際テロ情勢 | 67 |
| 1 イスラム過激派と我が国に対するテロの脅威 | 67 |
| (1) イスラム過激派 | 67 |
| (2) 我が国を標的とするテロの脅威 | 68 |
| 2 日本赤軍及び「よど号」グループ | 69 |
| (1) 日本赤軍 | 69 |
| (2) 「よど号」グループ | 69 |
| 3 国際テロ対策等 | 70 |
| (1) 情報の収集・分析と捜査の徹底等 | 71 |
| (2) 水際対策の強化 | 72 |
| (3) 爆発物の原料となり得る化学物質を販売・管理する事業者等に対する 管理者対策 | 72 |
| (4) 重要施設の警戒 | 73 |
| (5) 小型無人機対策 | 74 |
| (6) N B C テロ対策 | 74 |

| | |
|--|-----------|
| (7) 特殊部隊・銃器対策部隊の充実強化 | 75 |
| (8) スカイ・マーシャルの運用 | 75 |
| (9) 国境離島警備体制の強化 | 75 |
| (10) 防衛省・自衛隊との連携 | 76 |
| (11) 武力攻撃事態等への対処 | 76 |
| (12) 国際協力の推進 | 76 |
| 第4 サイバー空間における警備情勢 | 78 |
| 1 サイバー攻撃の脅威 | 78 |
| (1) サイバーテロ | 78 |
| (2) サイバーインテリジェンス | 78 |
| (3) サイバー攻撃の手口 | 79 |
| 2 国内外におけるサイバー攻撃の発生状況 | 79 |
| (1) 国内 | 79 |
| (2) 国外 | 81 |
| 3 サイバー攻撃対策 | 84 |
| (1) サイバー警察局の設置 | 84 |
| (2) サイバー攻撃の実態解明 | 85 |
| (3) 官民連携の推進 | 86 |
| 4 アトリビューションにより明らかにした国家を背景とする サイバー攻撃事案 | 86 |
| 第4章 警備実施 | 88 |
| 第1 G7広島サミット等に向けた諸対策 | 88 |
| 1 政府における取組 | 88 |
| 2 警察の取組 | 89 |
| 第2 警衛・警護 | 89 |
| 1 警衛 | 89 |
| 2 警護 | 90 |
| (1) 国内要人 | 90 |
| (2) 外国要人 | 90 |

| | |
|---------------------------------|----|
| 第5章 自然災害等への対応 | 91 |
| 第1 大規模災害等への対処能力の強化 | 91 |
| 第2 地震による被害 | 91 |
| 1 福島県沖を震源とする地震の概要 | 91 |
| 2 警察措置等 | 92 |
| 第3 大雨による被害 | 92 |
| 1 令和4年8月3日からの大雨の概要 | 92 |
| 2 警察措置等 | 92 |
| 第4 台風による被害 | 93 |
| 1 台風の概要 | 93 |
| (1) 台風第14号 | 93 |
| (2) 台風第15号 | 93 |
| 2 警察措置等 | 94 |
| 第5 各種感染症への対策 | 94 |
| 1 新型コロナウイルス感染症への対応 | 94 |
| 2 新型インフルエンザ等への対応 | 95 |
| 3 その他国際的に脅威となる感染症への対応 | 95 |

資料

| | | |
|----|--|------|
| 1 | 右翼による「テロ、ゲリラ」事件の発生状況及び右翼運動に伴う事件の検挙状況 ... | (1) |
| 2 | 令和4年中における右翼等による主な事件の検挙状況 | (2) |
| 3 | 極左暴力集団による「テロ、ゲリラ」事件の発生状況及び極左事件の検挙状況 ... | (3) |
| 4 | オウム真理教の拠点施設等 | (4) |
| 5 | 北朝鮮関係諜報事件一覧表 | (5) |
| 6 | 北朝鮮による拉致容疑事案 | (7) |
| 7 | 対北朝鮮措置に係る事件一覧表 | (8) |
| 8 | 来日外国人入管法違反の検挙人員の推移 | (12) |
| 9 | 国際テロ事件発生状況 | (13) |
| 10 | 令和4年中における主な行幸啓及びお成り一覧表 | (14) |
| 11 | 平成7年以降の主な自然災害による被害 | (15) |
| 12 | 警備関係事件主要判決 | (16) |
| 13 | 主要事件・災害等発生日・記念日一覧表 | (17) |

年表（令和3年12月～令和4年11月）

第1章 警護の見直しの推進

第1 令和4年7月8日に奈良市内において実施された安倍晋三元内閣総理大臣に係る警護についての検証及び警護の見直し

令和4年（2022年）7月8日、奈良市内において、奈良県警察がその警護を実施していた安倍晋三元内閣総理大臣（以下「安倍元総理」という。）が街頭演説中に銃撃を受け、殺害されるという重大事案（以下「本件事案」という。）が発生した。

警察庁においては、警察が組織として実施していた同警護（以下「本件警護」という。）において、最も重要な警護対象者の生命を守ることができなかったことを極めて重く受け止め、直ちに奈良県警察本部の職員からの聞き取りを開始したほか、同月12日には、国家公安委員会から指示を受け、警察庁次長を長とする「検証・見直しチーム」を立ち上げた。

「検証・見直しチーム」では、本件警護の準備から警護計画の作成（起案・決裁）を経て、実施に至るまでの事実関係を明らかにした上で、その事実関係に基づき、本件警護の問題点を中心に分析・評価を行った。加えて、今後の警護の見直しの課題となるべき事項についても洗い出しを行った。さらに、警護において同様の事態を二度と生じさせないようするための具体的な対策について検討・整理を行った。

1 検証によって明らかとなった警護に係る制度及び態勢の問題等

検証の結果、被疑者の接近時、奈良県道104号線谷田奈良線の導流帯上のガードレールで囲まれた区画（以下「本件遊説場所」という。）の南方向を主として警戒する身辺警護員や署警護員はならず、身辺警護員らは、いずれも本件遊説場所の主として北西側、北東側又は東側歩道上の聴衆等に注意を向けていたことから、被疑者が本件遊説場所の南側のバス・タクシーロータリーに進入し、本件遊説場所に接近していることに気付かなかったことが明らかになった。

この後方警戒の空白が、本件事案を阻止することができなかつた主因であると認定された。

検証では、この後方警戒の空白は、身辺警護員らの間で配置場所及び主たる警戒方向が変更された後、安倍元総理の後方（南側）の警戒を補強する対応措置がとられなかつたことにより出現したものとされた。また、本件遊説場所の南側に警護上の危険があることが見落とされたまま不備のある警護計画が作成されたこと、そして、警護員等が適切に配置されなかつたことなども、後方警戒の空白を生じさせた要因とされた。

そして、こうした要因の背景にある、警護に係る制度及び態勢の問題等についても、以下のとおり指摘された。

(1) 警察庁の関与

ア 教養訓練

警護の現場においては、現場指揮官による指揮の下、警護員が連携して警護上想定されるあらゆる危険に対処し、警護対象者の生命及び身体の安全を確保することが求められ、これを担う警護員には判断力、注意力、敏しょう性等の面で高い技能が求められる。しかし、これまで、警護員に対する教養訓練は、受講する職員の職務、経験及び技能に応じて体系化されているものではなく、それぞれの職員に応じて能力向上を図ることが困難であった。

この点、都道府県警察が警護に従事する者に対して、きめ細かな教養訓練の機会を提供することができるよう、警察庁が都道府県警察を指導するとともに、警察庁において、警護の現場全体を俯瞰し、警護の指揮を行う現場指揮官の育成、警護に関する高度な教養訓練等を行う必要がある。

イ 警護上想定される危険の考慮

警護を的確に実施するためには、必要な情報を収集分析した上で、警護上の危険度を評価することが必要となるが、警察庁においては、これまで、

都道府県警察が実施する警護について、その危険度を分析又は評価しておらず、各都道府県警察に対して、警護上の危険度に係る情報等を伝達していなかった。

この点、警察庁においても、特定のテロ組織等に属しない個人が強い不満を抱き、銃器等を使用して警護対象者を襲撃しようとする事案をはじめ、それ以外にも従前の想定を超える様々な事案が発生し得ることなどの警護上の危険度について評価し、当該評価について、都道府県警察に通報することが必要である。

ウ 警護計画作成への関与

警察庁では、内閣総理大臣等の警護を除き、都道府県警察から、警護計画の具体的な内容の報告を求めることはされていなかった。そして、本件警護については、仮に警護計画について警察庁の審査が行われていれば、警護計画の修正が期待できた。

こうした事情に鑑み、警察庁には、都道府県警察に対して具体的な警護計画の提出を求め、同計画を事前に審査し、警護上の危険度を判断するための仕組みが必要である。

エ 情報の収集・分析

本件警護では、警護上の危険について、強固な殺意を有する者が銃器等を使用して襲撃する事案を具体的に考慮しておらず、警戒の対象を聴衆の飛び出し等のより危険度が低い事案に向けていた。また、奈良県警察においても、本件警護に関する具体的な脅威情報を把握していなかった。

警察としては、特定のテロ組織等と関わりのない個人が警護対象者に対する違法行為を敢行する可能性も見据えて各種情報収集に努めるとともに、警護対象者に関連する情勢等を収集・分析するほか、インターネット上の違法情報・有害情報対策、爆発物原料の調達への対策等を強化する必要がある。

(2) 警護体制の充実

ア 現場における警護の強化

警護の強化のためには、警察庁の関与の強化にとどまらず、都道府県警察の現場における態勢を強化することも必要である。

イ 特定の職員の能力のみに依存しない警護態勢の構築

警護の態勢を構築するに当たっては、特定の職員の能力のみに依存することなく、指揮官を含む警護に携わる者の能力の底上げや警護への組織的対応の拡充を通じ、組織的・重層的対応を行う必要がある。

この点、既述のとおり、警察庁において、都道府県警察が警護に従事する者に対して、きめ細かい教養訓練の機会を提供することができるよう、都道府県警察を指導するとともに、警護の現場全体を俯瞰する現場指揮官の育成等を行う必要がある。また、組織的対応については、警察として、警護の開始に先立ち、多数の聴衆が集まることを想定した上で、周辺警備、交通整理等に従事する制服警察官の配置を検討するとともに、警護の現場を管轄する警察署の幹部職員は、周辺警備、交通整理等に従事するための態勢が十分に確保されているかどうかを判断し、柔軟に態勢が拡充されるように配慮する必要がある。

ウ 装備資機材の活用

警察としては、インターネットを通じるなどして銃器等の製造方法等を容易に入手できる我が国の現状を踏まえた警護措置を執ることができるよう、関連の装備を充実させる必要があるほか、警護の現場の状況を警護員や都道府県警察の幹部職員が的確に把握することができるよう、資機材の運用についても改善する必要がある。

(3) 警護に関する理解と協力の確保

警護の現場及びその計画上、警戒の間隙が生じないようにするためには、警察として、制服警察官の配置、交通規制等の要否についても検討した上で、

警護対象者及びその関係者と緊密な連絡を保ち、その意向を考慮するとともに、身辺警護員等を直近に配置する必要性が生じ得ること、警護対象者の後方を防護するための資機材を設置する必要があることなどについて、説明を尽くし、警護対象者及びその関係者の理解と協力を得る必要がある。

2 警護の見直しのための具体的措置

以上を踏まえ、今後の警護において、本件事案と同様の事態を二度と生じさせないようにし、併せて警護の高度化を図るため、以下の措置を講じることとされた。

(1) 警察庁の関与の強化

ア 情報の収集及び分析等

警察庁は、国内外のテロリズム等警護において想定すべき事態その他の警護を的確に実施するために必要な情報について、国家的又は全国的な見地から収集し、当該情報並びに都道府県警察における情報の収集及び分析の結果について報告を受けた内容の分析及び整理を行い、各局面における警護の重要性も含めて警護上の危険度を評価し、当該評価について都道府県警察に通報する。

イ 警護計画の基準

警察庁において、警護の態勢を決定するために重要な事項について、警護計画の基準を定めることとし、都道府県警察が作成する警護計画は、当該基準に適合するものでなければならないこととする。

都道府県警察は、警護計画の作成及び警護の実施に当たり、警護上の危険度に応じて、警護対象者の日程に係る場所の实地踏査を行い、警護本部を設置するほか、現場指揮官を指名し、警護の現場における指揮に必要な権限を当該現場指揮官に付与しなければならないこととする。

ウ 警護計画案の報告等

警護計画が前記イの警護計画の基準に適合することを担保するため、警護上の危険度に応じて、都道府県警察は、警護計画の案を警察庁に報告し、警察庁は、当該計画案を事前に審査した上で、必要に応じてその修正を指示し、又は警護の実施において留意すべき事項を指示する。また、これらの指示を徹底するために必要な場合には、警察庁職員を警護の現場に派遣する。

エ 警護の実施に関する報告等

警護の実施が安易な前例踏襲に陥ることのないよう、都道府県警察は、警護を実施したときに、当該警護の状況を確認した上で、今後の警護において留意すべき事項その他参考事項を、警察庁に報告する。

警察庁においては、当該報告も踏まえ、以後の警護に係る都道府県警察に対する指導等を行うこととし、都道府県警察においても当該留意すべき事項等について、以後の警護計画の作成、警護の実施等に反映させることとする。

オ 教養訓練

警察庁は、警護の教養訓練に係る体系的な計画を作成し、個々の職員がその職務、経験及び技能に応じた実践的教養訓練を受けることができるようにする。また、警察庁は、警護の指揮を行う幹部に対する教養訓練や、警護対象者への攻撃その他の突発事案が発生した場合における措置に関する訓練等の高度な教養訓練を行うとともに、都道府県警察にも同計画に基づく教養訓練を行わせることとし、受講者数も拡充することとする。さらに、警察庁は、教養訓練が円滑かつ効果的に行われるよう、所要の調整を行う。

カ 装備資機材

警察庁は、警護の高度化に資する装備資機材に関する情報の収集を行うとともに、その開発や導入に努めることとされた。具体的には、警護現場の状況を3D画像等で確認することを可能とする資機材、高所から警護の

現場の状況を確認することを可能とするドローン等の資機材、銃器を取り出す行為等の異常な行動や不審者を警護の現場で検知することを可能とするA I技術を活用した資機材や、警護対象者の背面を守る防弾壁、演台の上に設置する透明な防弾衝立、対象者を避難させるための防弾シェルター等の銃器対策強化のための資機材の開発・導入に努める。

(2) 警護対象者との連携の強化

警護における警護対象者の生命及び身体の安全の確保は、警察のみで達成できるものではなく、警護対象者及びその関係者の理解と協力を得た上で警護を実施することが不可欠である。したがって、警護計画の作成及び警護の実施に当たっては、警護対象者及びその関係者との緊密な連携を保ち、警護に関し必要な事項を適切に説明し、その理解と協力を得て、これを行うようにしなければならない。

警護対象者及びその関係者との連携を強化するに当たり、都道府県警察において、警護を実施する場所において想定される危険、警護対象者直近への身辺警護に従事する警護員の配置及び装備資機材の設置等について説明を尽くし、警護対象者及びその関係者の理解を得ることとする。また、警察庁においても、行事開催場所の選定、自主警備措置の在り方等、都道府県警察が警護に係る行事の主催者等と調整すべき事項を明らかにした上で、当該調整を促進するため、国レベルでも関係者に対し、こうした事項全般について、働き掛けを行うこととする。

(3) 体制等の強化

上記の措置を講じ、警護における警察庁の関与を強化するため、警備局警備運用部に、新たな所属を設置するなどして、警護を担当する体制を大幅に拡充する。

また、警視庁において、全ての警護対象者について、身辺警護に従事する警護員を大幅に増強し、警護の現場において配置される警護員の強化を図る

こととし、警備部警護課の体制の大幅な強化を図る。

加えて、各都道府県警察において、警護の実施に当たり、警護対象者に対する危害を想定し、警護対象者の生命及び身体の安全を確保するために必要な態勢を確保することとする。

(4) 警護の強化に向けた更なる取組

警察庁は、インターネット上の違法・有害情報対策及び爆発物原料対策について、関係省庁・関係機関との連携を図りつつ、推進する。

また、引き続き、外国の警護当局へ定期的に調査を行い、警護の高度化に努めることとする。

第2 警護の見直しに向けた具体的措置の実施

1 新たな警護要則の施行に伴う諸対策

(1) 新たな警護要則の制定

令和4年(2022年)8月26日、国家公安委員会において、都道府県警察が行う警護に対する警察庁の関与を抜本的に強化するため、新たな警護要則が制定され、同日施行された。新たな警護要則では、警護計画の作成段階から、警護対象者に関連する情勢、警護を実施する場所の危険性、警護対象者が参加する行事の重要性等を総合的に考慮して評価し、それに十分対応できるものとするのが警護の基本とされた。この警護の基本を達成するため、警察庁が情報の収集・分析及び整理を行って都道府県警察に通報するとともに、その分析及び整理の結果に基づいて警察庁が警護計画の基準を定め、都道府県警察から警護計画案の報告を受けて必要な指示等を行うこととされた。

(2) 新たな制度の周知

警察庁では、新たな警護要則に基づく制度について、令和4年8月25日に「元内閣総理大臣に対する銃撃事件を踏まえた警護の強化について(依命通達)」等を出したほか、同年9月7日に全国警察本部長会議を開催するな

どして、都道府県警察に周知徹底を図った。

2 体制の強化

(1) 警察庁における体制の強化

警護に対する警察庁の関与を実効的なものとするため、令和4年11月1日、警察庁警備局警備運用部に、警衛及び警護に関する事務を所掌する警備第二課を50名体制で新設し、警視庁等から警護のエキスパートを登用するなど、警護を担当する体制を大幅に拡充した。同課においては、情報収集・分析、警衛及び警護の実施に関する報告、教養訓練、装備資機材の充実等の警衛及び警護に係る体系的取組を推進している。

(2) 都道府県警察における体制の強化

警視庁においては、全ての警護対象者について、身辺警護に従事する警護員を大幅に増強し、警護の現場において配置される警護員を強化した。また、警備部警護課の体制を大幅に強化した。

道府県警察においても、新たな警護要則に基づき、現場指揮官の明確化、警護本部の設置等により、警護の指揮命令系統を明確化しているほか、交通整理や雑踏整理その他の警護において必要な措置を執る警護員や制服警察官も必要に応じて配置するなどすることで、警護態勢の強化を図っている。

3 教養訓練

警察庁において、警護の指揮を行う幹部及び警護員が各段階で必要な知識・技能を習得し、定期的に実践的な訓練が受講できるよう、教養訓練に係る体系的な計画を作成し、警察庁及び都道府県警察において、同計画に基づく教養訓練を開始した。また、警察庁では、教養訓練が円滑かつ効果的に行われるよう、所要の調整を行っているほか、海外関係機関との今後の教養訓練に向けた情報交換等を行っている。

4 今後に向けて

警察としては、今後も警護の不断の見直し、警護対象者等との更なる連携、警護についての国民の理解と協力を得るための努力について特に留意するほか、警護の状況について定期的に国家公安委員会に報告することとしている。

第3 故安倍晋三国葬儀の執行に伴う警備

令和4年(2022年)9月27日、日本武道館において執り行われた、故安倍晋三国葬儀(以下「国葬儀」という。)には、勅使、皇后宮使、上皇使及び上皇后宮使並びに秋篠宮皇嗣同妃両殿下をはじめとする各皇族方が御臨席されたほか、葬儀委員長を務めた岸田文雄首相をはじめとする政府・政党要人、ハリス米国副大統領をはじめとする首脳級の要人を含む217の国・地域・国際機関からの代表等合計4,170人が参列し、九段坂公園において実施された一般献花では、2万5,889人が献花を行った。国葬儀の執行に伴う警備は、新たな警護要則の下で迎える、最初の大規模警備となった。

警察庁では、同年7月22日、警察庁次長を長とする「故安倍晋三国葬儀警備対策推進室」を設置するとともに、警視庁をはじめとする関係警察においても所要の体制を構築するなど、参列者の安全と行事の円滑な進行を確保するため、警護に係る検証・見直しの結果を踏まえ、全国警察の総力を挙げて、各種の対策を推進した。

国葬儀をめぐっては、極左暴力集団やいわゆるローン・オフエンダー等による違法行為の発生が懸念されたほか、我が国に対する国際テロの脅威が継続しているなど、厳しい情勢にあったが、警視庁においては、特別派遣部隊約2,500人を含む最大時約2万人の体制で警備に当たり、国葬儀に係る警備を完遂した。

また、他の警護においても、新たな警護要則に基づく措置を確実に講じ、警護対象者の安全確保に万全を期している。

第2章 治安を取り巻く諸情勢

第1 ロシアによるウクライナ侵略をめぐる情勢

1 国際情勢

令和4年(2022年)2月、ロシアは、ウクライナの一部である「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の「独立」を承認(注)した後、この地域の保護を口実としたウクライナへの侵略を開始した。

ロシア軍は、侵略当初からウクライナの首都キーウ等も標的に広い範囲で展開したが、キーウではウクライナ軍の抵抗からロシア軍の侵攻が停滞し、同年3月25日、ロシア国防省は、ウクライナ侵略の重心を同国東部の親露派勢力支配地域の拡大に移す方針を表明した。

同年5月9日、プーチン大統領は、ロシア・モスクワで行われた対独戦勝記念77周年を祝う軍事パレードで演説し、ウクライナ侵略について「唯一の正しい決定だった」と述べ正当化した。一方、ウクライナのゼレンスキー大統領は、同日、「我々は新たな勝利のために戦っている」などと演説し、国民に徹底抗戦を呼び掛けた。

同年7月20日、ロシアのラヴロフ外相は、ロシアメディアに対し、欧米がウクライナに供与する高機動ロケット砲システム「ハイマース」等の長距離武器が「戦況を悪化させている」と主張し、「特別軍事作戦」と称するウクライナ侵略の目的について、親露派勢力が一部を実効支配するウクライナ東部のドネツク州、ルハンスク州にとどまらず、南部ヘルソン州及びザポリッジャ州の制圧に拡大したと明言した。

一方で、ロシア国防省は、同年9月10日、ウクライナ東部ハルキウ州の要衝イジュームから部隊を「再配置」と発表し、ウクライナ軍の反転攻勢を受けた部隊の撤退を事実上認めた。同月21日、プーチン大統領は、国民向けのビデオ演説で、「部分的動員令」を発令し、軍務経験のある予備役の市民を招集すると発表した。ロシアのショイグ国防相は、同日、予備役2,500万人のうち、新たに招集される予備役は約30万人であると述べた。

同月23日から27日にかけて、ウクライナ東・南部4州(ドネツク州、ルハンスク州、ヘルソン州及びザポリッジャ州)の親露派勢力は、ロシアへの編入を問

う「住民投票」を実施し、各地域で賛成の割合が約9割に達したと発表した。同月29日、プーチン大統領は、ヘルソン州とザポリッジャ州のウクライナからの「独立」を承認する大統領令に署名し、同月30日、モスクワの大統領府での演説で、ウクライナ東・南部4州を一方向的に「編入」と宣言した後、同4州をロシアに「編入」する「条約」に調印した。

これに対し、ウクライナのゼレンスキー大統領は同日、北大西洋条約機構(NATO)への加盟を正式に申請すると表明し、ロシアによる「編入」宣言を「決して認めない」と主張した。さらに、同年10月4日、ゼレンスキー大統領は、プーチン大統領との停戦に向けた交渉は「不可能」と明記した法令に署名し、領土の奪還に向け徹底抗戦する構えを示した。

同月19日、プーチン大統領は、「編入」と宣言したウクライナ東・南部4州に戒厳令を敷く大統領令に署名した。同時に、プーチン大統領は、ロシア全土で警戒態勢を強める大統領令にも署名しており、同年9月の「部分的動員令」に続き、戦時体制への移行を進めている可能性もある。

(注) 令和4年(2022年)2月22日、プーチン大統領は、「ドネツク人民共和国」と「ルハンスク人民共和国」の「独立」を承認後、両「共和国」の国土がウクライナのドネツク州とルハンスク州の全域に及ぶと説明した。

2 国内情勢

(1) 親ロシアのハッカー集団による攻撃声明

令和4年9月、「e-Gov」等の政府機関や国内企業等の運営する複数のウェブサイトが一時閲覧不能になり、関連して、親ロシアのハッカー集団とされる「Killnet」や、その関連組織である「Phoenix」、「Mirai」と呼ばれる集団が犯行をほのめかす声明を発表する事案が発生した。

「Killnet」はテレグラム上の自身のチャンネルで、「日本政府に宣戦を布告する」との動画を投稿し、ロシアによるウクライナ侵略等に対する日本の反ロシアの姿勢に反対している旨の声明を発表しているものの、自身とロシア政府との関係については否定している。

なお、その後「Killnet」は、資金難を理由に日本に対する攻撃を停止する旨を表明している。

(2) 右翼

右翼等の多くはロシアによるウクライナ侵略を捉え、ウクライナからの即時撤退を求める抗議行動に取り組んだほか、北方領土問題や我が国の防衛体制の強化に関する啓蒙活動に取り組んだ。

また、一部の右翼は反米思想に基づき、ロシアを擁護する立場から西側諸国に対し抗議の意志を示すとして、米国、ウクライナ批判を行った。

(3) 極左暴力集団

極左各派は、ロシアによるウクライナ侵略を捉え、「ロシアのウクライナ侵略弾劾！」「全世界の反戦闘争と連帯を」などと主張し、抗議行動に取り組んだ。

革マル派は、「ロシアの軍事侵略弾劾！全世界の人民は反戦闘争に起て！」などとロシアを批判し、各地で集会及びデモを行ったほか、機関紙号外とその外国語版を作成し街頭で配布するなど抗議行動に取り組んだ。

中核派は、「ウクライナ反戦闘争は、核心的にも実践的・直接的にも中国侵略戦争阻止＝自国政府打倒の闘いとして展開しなければならない」などと主張し、各地で集会及びデモを行ったほか、ウクライナ大統領による国会演説（オンライン）を捉え、「3・23ゼレンスキー国会演説弾劾闘争」に取り組んだ。

革労協主流派は、ロシアによるウクライナ侵略を「帝国主義ロシアと帝国主義国の後ろ盾を得たウクライナ資本主義国家間の戦争」と捉え、「ウクライナ戦争粉碎、ロシア 米日欧帝国主義を打倒しよう」などと主張し、抗議行動に取り組んだ。

(4) 日本共産党

日本共産党の志位和夫委員長は、ロシアによるウクライナ侵略を捉え、令和4年2月22日に「ロシアはウクライナ東部地域の「独立」承認と派兵指令を撤回せよ」、同月24日には「ウクライナ侵略を断固糾弾する、ロシアは軍事作戦を直ちに中止せよ」と題する声明をそれぞれ発表した。

共産党は、同年4月に開催した参議院選挙勝利・全国決起集会、同年6月に開催した第5回中央委員会総会、同年8月に開催した第6回中央委員会総会等で、ロシアによるウクライナ侵略は国連憲章に違反しているなどと主張

してロシアを批判するとともに、「ロシアは侵略をやめよ」「国連憲章を守れ」の一点での全世界の団結こそ、道理ある解決の道」などと主張した。

(5) 大衆運動

大衆団体等は、「ロシアはウクライナ侵略を直ちに中止すべき」、「戦争反対」などと主張し、各地でロシアを批判する街頭宣伝活動等に取り組み、令和4年3月19日、国会前に1,000人（主催者発表）を集め、「ウクライナに平和を！」などと主張した。これら取組において、憲法9条の必要性を主張し、憲法改正に反対する者もみられた。

また、国内の国際会議等を捉えて環境保護等を主張する勢力等も同様に、ロシア批判と反原発を主張し、小規模な街頭宣伝活動に数回取り組んだ。

第2 国際関係

1 中国をめぐる情勢

(1) 習近平指導部の動向

令和4年（2022年）10月16日から同月22日までの間、中国の人民大会堂において、中国共産党第20次全国代表大会（党大会）が開催された。習近平しゅうきんぺい総書記は、今後の政治や経済の基本方針を示す報告で、「2035年までに社会主義現代化を基本的に実現し、今世紀半ばまでに中国を富強・民主・文明・調和のとれた美しい社会主義現代化強国に築き上げる」という長期目標を掲げ、具体的な施策として、「国家安全保障と社会安定の擁護」、「科学教育による国家振興戦略の実施、人材による現代化建設支援の強化」の項目を新たに盛り込んだ。台湾については、平和統一を目指すとしつつ、「決して武力行使の放棄を約束せず、あらゆる必要な措置をとる選択肢を残す」と明言した。

同月23日に開催された中国共産党第20期中央委員会第1回全体会議では、異例である3期目の習近平指導部が発足した。同会議では、7人の政治局常務委員が選出され、習近平総書記に近いとされる者が多数を占めた。

(2) 内政・経済関係

ア 内政

習近平指導部は発足以来、反腐敗闘争に力を入れており、習近平総書記

は、令和4年10月に開催された党大会の報告で、「反腐敗闘争が圧倒的勝利を収めた」と述べて反腐敗闘争の成果を強調した上、「腐敗の温床が存在する限り、反腐敗闘争は一刻たりとも止めてはならない」と述べ、反腐敗闘争の継続方針を明確にした。同月17日、中国共産党中央規律検査委員会は、習近平指導部発足後の10年間で、規律違反により党幹部を含む464万8,000人余りを立件したと発表した。

新型コロナウイルス対策では、「ゼロコロナ政策」を基本方針として採用し、感染が確認された地域の都市封鎖等による感染制御対策を行ったが、同年11月末には、政策に不満を持つ国民によって、北京や上海等で大規模な抗議活動が起きるなどした。

少数民族政策では、同年7月12日から15日までの間、習近平総書記が8年ぶりに新疆ウイグル自治区を視察し、「一帯一路で多くの成果を収め、新疆ウイグル自治区はもはや遠隔地ではない」などと述べ、統治の成果を誇示したほか、宗教に関しては、「イスラム教の中国化方向を堅持し、宗教を社会主義に適応させなければならない」などと述べ、党の新疆統治方針貫徹を強調した。

習近平総書記は、同年7月26日から27日まで北京で開かれた中国共産党の主要指導幹部を集めた会議で演説し、自らが党トップとして率いた10年の成果について「偉大な変革」と自賛し、「党史、新中国史、改革・開放史、社会主義発展史、中華民族発展史において里程標的意義があった」と強調した。

イ 経済

令和3年(2021年)3月5日、第13期全国人民代表大会(全人代)第4回会議において、李克強^{り こつ きやう}首相は、今後5年間の経済や社会政策を方向付ける「国民経済・社会発展第14次5か年計画」及び2035年までの「長期目標要綱」を発表し、科学技術力及び総合的な国力を大幅に飛躍させ、1人当たりの国内総生産(GDP)を中等先進国並にし、中間所得層を拡大させるなどとした。

習近平国家主席は、令和4年(2022年)1月17日、世界経済フォーラムが主催するオンライン会議に出席し、「中国は断固として揺るぎなく質

の高い発展を推進する」、「我々は中国経済発展の前途に十分自信を持っている」と述べ、今後の経済発展に自信を示した。

他方、同年3月5日、第13期全人代第5回会議において、李克強首相は政府活動報告を行い、「中国の経済発展は需要の縮小、供給体系への衝撃、市場期待の後退という三重の圧力にさらされている」と経済成長への危機感を示し、同年の経済成長率目標を5.5%前後と掲げ、前年の目標（6%以上）から引き下げた。

中国では、消費や労働を支える生産年齢人口が、平成24年（2012年）から減少し、少子高齢化は主要国の中でも最速のペースで進んでおり、60歳以上の高齢者は、令和7年（2025年）までに3億人を超える見通しであるところ、令和3年（2021年）の出生数は1,062万人で、1949年の建国以来、最少となった。働き手不足及び社会保障負担の増大は、将来的な中国経済の成長に悪影響を及ぼす要因の一つとみられている。

(3) 人民解放軍の動向

オランダ・ハーグの常設仲裁裁判所は、平成28年（2016年）7月12日、南シナ海の領有権主張をめぐる中国が主張の根拠としてきた「九段線」について、フィリピンの主張を認め、「中国が主張する歴史的権利には法的根拠はない」などとする判断を示したが、中国外交部はこれを「紙くず」と一蹴し、判決から6年が経過した現在も、南シナ海の軍事拠点化を継続し、その実効支配を強めている。

米務省は、令和4年（2022年）1月12日、南シナ海をめぐる中国の主張に関する報告書を発表し、「南シナ海の大半で違法な海洋権益を訴えている」と結論づけ、南シナ海のほぼ全域で管轄権を主張する中国を批判した。

中国人民解放軍は、令和4年（2022年）中も東・南シナ海において、複数の軍事演習等を実施し、同海域での攻勢を強めている。

同年4月15日、同軍は、「台湾周辺の海空域で護衛艦や爆撃機を用いた軍事演習を実施した」と発表した。同日には米上下院の超党派議員団が訪台しており、台湾や尖閣方面を担当する同軍東部戦区の報道官は、軍事演習について、「米国が台湾問題で誤ったシグナルを発したためだ」と述べた。

日米豪印首脳会合開催当日の同年5月24日には、同軍とロシア軍の爆撃

機計 6 機が、東シナ海等の上空で共同飛行した。

また、米国のペロシー下院議長は、同年 8 月 2 日から 3 日にかけて訪台したが、中国人民解放軍は同年 7 月末に、台湾海峡や東・南シナ海等中国の周辺海域で複数の軍事演習を実施したほか、同年 8 月 4 日から 10 日まで、台湾周辺での軍事演習を実施した。同演習の中で、同月 4 日、同軍は台湾周辺海域に向けて弾道ミサイルを発射し、日本政府は中国が発射した 5 発の弾道ミサイルが日本の排他的経済水域（EEZ）に落下したものと推定されると発表した。同月 10 日、同軍東部戦区の報道官は、台湾周辺での軍事演習終了を発表したが、「戦争準備を継続し、台湾海峡の戦備警戒を常態化する」と述べ、台湾に軍事圧力を加え続ける考えを示した。

同軍は、同年 8 月 1 日、創設 95 年を迎えた。習近平国家主席は、軍の装備や組織、戦略革新を進める「建軍 100 年の奮闘目標」を打ち出すなど、軍創設 100 年を迎える今後 5 年間の取組の重要性を強調しているほか、「銃が常に党に忠実で信頼できる人の手に握られるようにしなければならない」との考えを示し、軍に対して忠誠を求めている。人事面においては、東部戦区海軍司令官に中国海警局長を務めた人物を昇格させており、東シナ海や台湾周辺海域において、同軍と海警局の運用の一体化が更に加速する可能性がある。

(4) 香港情勢

令和 4 年（2022 年）7 月 1 日、李家超^{リカチョウ}氏が行政長官に就任した。李家超氏は、平成 31 年（2019 年）以降発生した民主派による反政府デモの取締りを治安対策の責任者である保安局長として指揮したほか、中国共産党に批判的だった香港紙「リンゴ日報」を廃刊に追い込むなどしている。

李家超氏は、令和 4 年（2022 年）4 月 29 日発表のマニフェストで、政府統治能力の強化、住宅供給の拡大、国際競争力の強化、思いやりと融和の社会構築の 4 項目を示した。政府統治能力強化では、危機発生時の公務員動員体制を新たに導入することを明記しており、危機初期段階で政府が積極的に介入するとしている。国家安全条例の制定や公務員が中国憲法と香港基本法に沿った忠誠心を持つようにすることも明記している。

(5) 台湾情勢

台湾の蔡英文総統は、令和4年（2022年）1月1日、新年の談話を発表し、台湾への軍事的圧力を強めている中国に対して、「軍事では兩岸の隔たりは決して解決できない」と呼び掛けた。これに対し、中国国務院台湾事務弁公室の朱鳳蓮報道官は、「台湾独立派が挑発と強要を続け、あるいはレッドラインを超えれば、断固たる措置を講じる」とけん制した。

同年5月23日、日米豪印首脳会合に出席するために来日していた米国のバイデン大統領は、都内で開かれた岸田首相との共同記者会見において、台湾有事の際は米国が軍事的に関与する意思があると明言する一方、翌日の記者団からの質問に対しては、これまでに米国歴代政権がとっていた台湾防衛義務を意図的に明確にしない曖昧政策に変更がないことを示した。これに対し、中国外交部の汪文斌報道官は、同月23日の記者会見で、「中国のイメージに泥を塗り、中国の内政に干渉することに断固として反対する」、「米日は小グループを作り、分裂・対立をあおっている」などと反発した。

同年7月28日には、習近平国家主席とバイデン大統領が電話会談を行い、習近平国家主席は台湾情勢について、「台湾問題における中国政府と中国人民の立場は一貫しており、中国の国家主権と領土一体性を断固として擁護することは14億余りの中国人民の確固たる意志である。民意に背くことはできず、火遊びをすれば必ず自ら焼け死ぬことになる」と警告するなど、米国をけん制した。一方、バイデン大統領は、「台湾海峡での一方的な現状変更の試みに強く反対する」と述べ、中国の一方的な行動に強く反対するとともに、「一つの中国政策」に変わりがないことも表明した。

このように米中対立が先鋭化する中、米国のペロシ下院議長が同年8月2日から3日まで台湾を訪問し、3日に蔡英文総統と会談した。ペロシ下院議長は、「台湾と世界の民主主義を守るための米国の決意は揺らがない」と強調し、蔡英文総統は中国による軍事的圧力の高まりを念頭に、「軍事威嚇に対して台湾は退くことなく、民主主義の防衛戦を固く守り抜く」と述べた。一方、中国の王毅国务委員兼外相は、同年8月3日、ペロシ下院議長の訪台について談話を発表し、「米国は既に、台湾海峡の平和と地

域安定の最大の破壊者になっている」と非難した。

中国は、ペロシ下院議長の訪台後、台湾周辺での大規模な軍事演習を実施したほか、訪台の前後には、台湾に対して一部農水産物や台湾食品メーカー製品等の輸出入停止措置を発動するなどの経済的圧力を強化した。

同月25日、台湾国防省は、「中国軍は台湾周辺での軍艦、軍用機の運用を常態化させている」と中国側の行動を非難した。台湾の離島・金門島周辺では中国からとみられる無人機の飛来が相次ぎ、同年9月1日には台湾軍が無人機を初めて撃墜した。台湾離島への無人機飛来は新たな脅威となっている。

蔡英文総統は、軍事活動を拡大している中国に対して警戒を強め、欧米や日本等への国際社会に台湾支持を訴えている。米国は、ペロシ下院議長訪台後も米国の超党派議員団を専用機で訪台させているほか、米国の艦船を台湾海峡において航行させるなど、台湾に対する米国の支持の姿勢を示している。

中国は、台湾を絶対に譲れない「核心的利益」と位置づけており、台湾について「あらゆる必要な措置をとるという選択肢を残す」と明言していることから、台湾への圧力強化は今後も続くものとみられる。

2 ロシアをめぐる情勢

(1) プーチン政権の動向

令和4年(2022年)2月24日にロシアがウクライナ侵略を開始したが、同年3月のロシアの独立系世論調査機関による調査では、プーチン大統領の支持率が、ウクライナ侵略開始前の71%から83%に上昇した。

一方で、ウクライナ侵略当初から、これに抗議するデモがロシア国内各地で始まり、同年2月24日には、国内約60の都市で抗議デモが行われた。プーチン大統領は、こうした抗議デモの呼び掛けがSNSを通じて拡散されていることを受け、同年3月4日、ロシア軍に関する「虚偽情報」を広める行為等を禁じ、最長15年の禁錮刑を科す改正刑法案に署名した。さらに、同月25日、プーチン大統領は、「虚偽情報」を広める行為等を罰する規定の適用対象を、ロシア軍以外の海外で活動する政府機関にも拡大し、情

報統制を強化した。

同年4月18日、プーチン大統領は、ウクライナ侵略を受けて欧米等がロシアに科した経済制裁について「失敗した」などと述べ、「ロシアは前例のない圧力に耐え、状況は安定している」として、制裁にもかかわらずロシア経済が機能していると強調した。一方で、プーチン大統領は、ロシア国内で物価上昇が進んでいることを認め、同年5月25日、年金支給額を同年6月から、最低賃金を同年7月から、それぞれ1割引き上げる方針を表明した。同年6月12日、プーチン大統領は、祝日の「ロシアの日（注）」に合わせて演説を行い、「祖国のために団結することが重要だ」などと述べ、国民の愛国心を鼓舞した。

同年9月11日、ロシアで統一地方選挙が実施され、14の州や共和国等において行われた全ての首長選挙において、政権与党である「統一ロシア」又は親政権派の候補が勝利した。しかし、同月21日、プーチン大統領が「部分的動員令」を発令すると、ロシア各地で抗議デモが行われ、同月28日に発表されたロシアの独立系世論調査機関による調査結果では、プーチン大統領の支持率が前月比6ポイント低下し、77%となった。ウクライナ侵略開始以降、プーチン大統領の支持率が80%を割り込んだのは初めてであり、ウクライナ侵略をめぐる今後の情勢次第では、更なる支持率低下を招くことも考えられ、プーチン政権の運営に影響を及ぼす可能性がある。

（注） ソ連時代末期の1990年、その一構成国であったロシアが主権を宣言した日

(2) 外政関係

ア 米国への対応

ロシアによるウクライナ侵略をめぐり、米国は主要7か国（G7）等と協調して対露制裁を強化しており、それに対しロシアも対抗措置をとるなど、米露関係は対立が深刻化している。

令和4年（2022年）4月12日、米国のバイデン大統領は、ロシア軍がウクライナで多数の民間人を殺害した疑惑について「ジェノサイド（集団殺害）だ」と非難した。同月13日、ロシアのペスコフ大統領報道官は、「状況をわい曲する試みで容認できない」と反発した。

同年5月13日、米国のオースティン国防長官とロシアのショイグ国防

相は、ロシアによるウクライナ侵略開始以降、初めて電話協議を行った。オースティン国防長官は、ウクライナとの即時停戦を求めたが、ロシア側の行動や発言に変化をもたらす結果は得られなかった。

他方、バイデン大統領は、同月31日付けの米国紙「ニューヨーク・タイムズ（電子版）」に寄稿し、ウクライナ侵略を続けるプーチン大統領について、「米国は彼のモスクワからの追放を模索しない」と強調した。バイデン大統領は、寄稿で、「この戦争は最終的に外交的解決しか道はない」とも述べ、ウクライナとロシアの停戦に向け、プーチン大統領にも配慮を示した。

同年7月29日、米国のプリンケン国務長官は、ロシアによるウクライナ侵略開始以降、ロシアのラヴロフ外相と初めて電話協議を行い、ロシアがウクライナでの実効支配地域を「編入」しようとする動きについて、「計画を進めれば、さらなる代償を払うことになる」と警告した。一方、ラヴロフ外相は、ウクライナでの「特別軍事作戦」について「目的と任務は完全に達成される」と強調し、攻撃を続ける姿勢を改めて示した。

同年8月16日、プーチン大統領は、ロシア・モスクワで開かれた安全保障に関する国際会議で演説し、ウクライナ侵略に関し「米国が紛争を長引かせようとしている」と述べ、ウクライナへの軍事支援を強める米国を非難した。

ロシアは、ウクライナへの軍事支援を強化する米国に対して反発を強めており、今後もロシアと米国の対立は続くものとみられる。

イ 中国への対応

ロシアは、ウクライナ侵略をめぐる米国との対立を背景に、中国との関係強化を図っているとみられる。

令和4年（2022年）6月15日、プーチン大統領は、中国の習近平国家主席と電話協議を行い、ウクライナでの「軍事作戦」の現状を説明した。習近平国家主席は、「各国が責任ある方法でウクライナ危機を適切に解決するよう推進すべきだ」と述べ、ウクライナ侵略の要因が、米国等が押し進めたNATOの東方拡大にあるとするロシアの立場に理解を示した。

同年7月7日、ラヴロフ外相と中国の王毅國務委員兼外相がインドネシア・バリ島で会談した。両外相は、ロシアのウクライナ侵略をめぐる欧米等による対露制裁について「非合法で一方的」と批判し、連携して欧米に対抗していく構えを見せた。

ロシアと中国の連携は、軍事分野でもみられた。同年6月中、両国の艦艇が日本近海で相次いで確認されており、同じようなルートで日本列島を周回する動きを見せた。同年7月4日には、両国の艦艇が尖閣諸島沖の接続水域を相次いで航行したことが確認された。日本の周辺空域では、両軍の軍用機の動きも活発化しており、こうした連動は、G7と足並みをそろえ、対露制裁を続ける日本への揺さぶりとの見方も報じられている。さらに、同年9月1日に始まったロシア軍の大規模軍事演習「ポストーク2022」には、中国のほかインド等が参加し、ウクライナ侵略をめぐり対露制裁に加わらない国々とロシアとの連携を示す場となった。

ロシアは、米国との対立の長期化もにらみ、引き続き、中国との関係強化を図っていくものとみられる。

ウ 欧州諸国への対応

令和4年(2022年)5月18日、フィンランドとスウェーデンは、ロシアによるウクライナ侵略に危機感を強め、長年維持してきた軍事的「中立」の立場を転換し、NATOに加盟を申請した。同年6月29日、NATOは、スペイン・マドリードで開催した首脳会議において、フィンランドとスウェーデンを加盟国とすることで合意するとともに、これまでの戦略概念(2010年採択)で「戦略的パートナー」と位置づけていたロシアを「最も重大で直接的な脅威」と定義した。同日、プーチン大統領は、フィンランドとスウェーデンにNATOの部隊や軍事施設が配備された場合、「対抗措置をとる」と警告した。

一方、ロシアは、対露制裁を行う欧州連合(EU)について、加盟国に個別に接近する動向も見せた。同年7月21日、ラヴロフ外相とハンガリーのシーヤールトー外務貿易相は、モスクワで会談を行った。会談で同外務貿易相は、ロシアからハンガリーへの天然ガス供給の拡大を要望し、同年8月31日、同外務貿易相は、ロシアからの天然ガスの供給拡大

でロシア側と合意したことを発表した。ハンガリーのオルバン首相は、EUが描くエネルギーの「脱ロシア化」について「苦しむのは欧州の方だ」と批判しており、対露制裁をめぐり、EUの足並みの乱れが浮き彫りとなっている。

3 北朝鮮をめぐる情勢

(1) 軍事関係

ア 北朝鮮のミサイル発射動向

北朝鮮は、令和3年（2021年）1月の朝鮮労働党第8回大会で示した「国防科学発展及び武器体系開発5か年計画」（以下「5か年計画」という。）に基づき、軍事兵器の開発を進め、令和4年（2022年）中も多種多様なミサイルの発射を繰り返した。

同年2月27日及び3月5日における「偵察衛星」と称した大陸間弾道ミサイル（ICBM）とみられるミサイルの発射に続き、同月24日に発射したミサイルについて、北朝鮮メディアは、金正恩朝鮮労働党総書記（以下「金正恩党総書記」という。）の親筆命令書により、ICBMの「火星17」型の発射実験が行われたと報じた（韓国国防省は「火星15」型との分析結果を公表）。これにより、北朝鮮は、平成30年（2018年）4月に北朝鮮が表明した核実験及びICBMの試験発射の一時停止（モラトリアム）を明確に破棄した。

北朝鮮は、令和4年（2022年）4月17日以降、ミサイル発射に関する報道を約半年間中断していたが、朝鮮中央通信は、党建設記念日である同年10月10日、直近の7回にわたるミサイル発射を含む「戦術核運用部隊」による軍事訓練（同年9月25日から10月9日までの間）の実施を報じた。

また、これ以降も、同月13日の長距離戦略巡航ミサイルの試験発射の際に、北朝鮮メディアはその実施について、金正恩党総書記による「敵に再び送る我が方の明々白々な警告」、「核戦略武力の運用空間を引き続き拡大していくべきだ」との主張と共に報じたほか、同年11月には、金正恩党総書記が、ICBMの「火星17」型の発射実験を現地指導したことを報じ、「最終発射実験で完全な大成功を収めた」と強調するなど、北朝鮮は、引

き続き、軍事挑発への対応で連携する日米韓をけん制している。なお、朝鮮中央通信は、同発射実験に金正恩党総書記の娘とみられる女兒が同行したことを報じ、その姿が初めて公開された。

このように、北朝鮮は、「5か年計画」に基づく兵器開発を進める中、ミサイル発射を繰り返すことで、ミサイル関連技術の高度化や発射の方法、時間帯及び場所の多様化を図っていると考えられる。

イ 北朝鮮の核をめぐる動向

北朝鮮は、令和4年（2022年）9月7日及び8日、最高人民会議第14期第7回会議を開催し、金正恩党総書記が「施政演説」において、米国が国際社会で北朝鮮を「悪魔化」するための世論拡大に執着するとともに、制裁や軍事的攻勢等により非核化させることで「（北朝鮮の）政権崩壊」をもくろんでいると主張した上で、米国に対抗するために「絶対に核を放棄することはできない」と明言した。

また、同会議では、核兵器の使用条件等の11項目で構成される最高人民会議法令「朝鮮民主主義人民共和国核武力政策について」が採択され、国務委員長（国務委員会は最高政策的指導機関であり、委員長は金正恩党総書記が務める）が核兵器に関する全ての指揮・決定権を有することや、敵対勢力からの軍事的攻撃が「差し迫っていると判断された場合」等に核兵器が使用できることなどが法制化された。

(2) 内政・経済関係

ア 新型コロナウイルス感染症をめぐる動向

北朝鮮は、令和4年（2022年）5月12日、朝鮮労働党中央委員会第8期第8回政治局会議において、北朝鮮内で「初となる新型コロナウイルス感染者の発生」を報告した上で、国家防疫体系を「最大非常防疫体系」へ移行し、金正恩党総書記が、全ての市・郡の封鎖等の防疫対策を指示した。

同年7月1日、北朝鮮の朝鮮中央放送は、国家非常防疫司令部が新型コロナウイルス感染症の「流入経路調査結果を明らかにした」とし、同年4月初めに「軍人と幼稚園児」が野山で「風変わりな物」と接触し、同人らが検査で陽性と判定されたと指摘した。さらに、続けて「風をは

はじめとする気象現象と風船にぶら下がって飛来した風変わりな物には警戒心」を持つよう指示するなど、韓国側から風船に貼付されて散布されるビラ等が感染症の流入源であることを示唆した。

こうした中、北朝鮮は、同年8月10日、全国非常防疫総括会議を開催し、金正恩党総書記が北朝鮮に流入していた新型コロナウイルス感染症をワクチンに頼らず撲滅したことを宣言した。

同会議では、金正恩党総書記が「死亡者は74人」と報告し、致死率の低さを強調した。また、金与正党副部長も登壇し、金正恩党総書記が「防疫戦争」の中で高熱を出しながらも住民のために防疫事業を指導したなどと発言し、金正恩党総書記による新型コロナウイルス感染症への対応を賞賛しつつ、感染症の流入源が韓国側から散布されたビラ等であることを改めて指摘し、「(韓国側に)極めて強力な報復性対応を加えるべきだ」と警告した。

イ 故金日成国家主席生誕110年の太陽節を盛大に祝賀

北朝鮮は、令和4年(2022年)4月15日、故金日成^{キムイルソン}国家主席の生誕110年の節目を祝う太陽節に当たり、金正恩党総書記出席の下、慶祝中央報告大会等の慶祝行事を盛大に開催した。

また、令和3年(2021年)1月に開催された朝鮮労働党第8回大会で示された平壤市5万世帯建設事業の1つである「松華通り」^{ソンファ}(1万世帯住宅)の完工式を太陽節直前に行うなど、慶祝行事以外でも祝賀ムードを醸成した。

ウ 金正恩党総書記が過去10年間の党活動等の成果を強調

金正恩党総書記は、令和4年(2022年)10月17日、将来の党幹部を育成する「党中央幹部学校」で初めてとなる記念講義を行った。金正恩党総書記は、記念講義で体制移行後の過去10年を「我が党の存立と前途において最も重要で決定的な年代」と称し、党活動等で収めた成果として、思想体系の確立・継承、党の指導的機能、役割及び人民奉仕の性格の強化を挙げた。

また、金正恩党総書記は、党活動の成果を強調する中で、党大会等の重要会議を定期的に開催する制度を復元させたことや、党の方針等を即座に

伝達・浸透させる体系を確立したことに触れたほか、幹部による不正根絶や人民への奉仕の重要性を強調した。

(3) 外政関係

ア 対米国関係

北朝鮮は、令和4年（2022年）1月19日、朝鮮労働党第8期第6回政治局会議を開催した。その中で、北朝鮮の政治局は、「米国の敵視政策と軍事的脅威がもはや黙過することのできない危険ラインに至った」とした上で、「物理的な力」を強化する「実際的な行動に移るべき」と結論づけ、「我々が先決的、主導的に講じた信頼構築措置を全面的に再考した上で、暫定的に中止していた全ての活動を再稼働する問題を迅速に検討」することを指示した。

また、金正恩党総書記は、同年7月27日の戦勝69周年記念行事で「米国は今日も、我が共和国に対する危険な敵対行為を中止していない」とした上で、「米国とのいかなる軍事的衝突にも対処する徹底した準備が整っている」などと警告した。

さらに、金正恩党総書記は、同年9月の最高人民会議第14期第7回会議の演説で、米国に対抗するため核兵器を放棄しないことを主張した。

バイデン米政権は、核・ミサイル開発や挑発行為を続ける北朝鮮が政策を変更しない限り圧力をかけ続けるとしながらも、外交交渉を通じて朝鮮半島の完全な非核化を実現するため、北朝鮮に前提条件のない対話を呼び掛けているが、北朝鮮がこれに応じる姿勢を示しておらず、米朝間の立場の隔たりは、依然として埋められていない状況にある。

イ 対韓国関係

金正恩党総書記は、令和4年（2022年）7月27日の戦勝69周年記念行事において、「（韓国が）我が方の安全を脅かして軍事的緊張を高める今のような振る舞いを続けるなら、相応の代価を払うこととなる」、「尹錫悦^{ユンソンニョル}政権と軍隊は全滅するだろう」と、同年5月に尹錫悦政権が発足して以降、同人を初めて名指しで批判した。

こうした北朝鮮の主張に対し、韓国の尹錫悦大統領は、同年8月15日、光復節記念式典で、「北朝鮮の非核化」は、朝鮮半島をはじめ全世界の平

和に欠かせないとした上で、北朝鮮が実質的な非核化に転じた場合には、段階的な非核化措置に応じて、インフラ構築、住民の生活改善及び経済発展等の経済支援を行うなどとする「大胆な構想」を発表した。

しかし、金与正党副部長は、同年8月18日付けの談話で、尹錫悦大統領の提案を「誤った前提」、「我々の国体である核を経済協力のような品物と引き換えにしようなどという発想が尹錫悦の青臭い夢」などとした上で、「我が方は絶対に相手にしてやらないことを明確に明らかにする」などと批判し、対決姿勢を明確にした。

ウ 対ロシア・中国関係

北朝鮮は、ロシアによるウクライナ侵略について「(根源は)米国と西側の覇権主義政策にある」などと米国等を批判することでロシアを擁護する姿勢を示している。また、北朝鮮は、ロシアが一方的に「独立」を承認したウクライナの一部である「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」両国の「独立」を承認した。

中国との関係では、台湾情勢をめぐり米中が対立する中、北朝鮮は、米国を非難し中国を支持・擁護する立場を表明している。

これに対し、ロシアと中国は、令和4年5月、国連安全保障理事会に提案された北朝鮮への制裁強化の決議案に対して拒否権を行使するなど北朝鮮を擁護しており、中朝露が対米関係で歩調を合わせる状況がうかがえる。

4 日韓関係をめぐる動向等

(1) 尹錫悦政権の誕生

令和4年(2022年)3月9日、第20代大韓民国大統領選挙が行われ、尹錫悦「国民の力」候補が、1,639万4,815票(得票率48.56%)を獲得して当選した。次点であった李在明^{イジエミョン}「共に民主党」候補との得票差は、わずか24万7,077票であり、1987年に直接選挙制が導入されて以降に実施された大統領選挙で最も僅差であった。

同年5月10日、大統領の就任式が開催され、韓国では5年ぶりとなる保守政権が誕生した。尹錫悦大統領は、就任からわずか11日後の同年5月21

日に、ソウルでバイデン大統領と米韓首脳会談を実施し、米国との関係を重視する外交政策を展開している。

(2) 日韓関係をめぐる動向

ア 尹錫悦大統領の対日姿勢

令和4年(2022年)3月11日、尹錫悦次期大統領(当時)は、岸田首相と電話会談を実施し、日韓関係を重視して関係改善に向けて協力していく意向を示したほか、両国が核・ミサイル問題や拉致問題を含む北朝鮮への対応についても緊密に連携していくことを確認した。

また、同年8月15日、尹錫悦大統領は、光復節記念式典での演説で「(日韓)両国の未来と時代的使命に向かう時、歴史(認識)問題もしっかり解決できる」とした上で、「^{キムデジュン}金大中・小渕共同宣言を継承し、韓日関係を早く回復させて発展させる」と強調した。

イ 旧朝鮮半島出身労働者問題

^{テジョン}大田地方裁判所は、令和3年(2021年)9月27日、韓国大法院(最高裁)が平成30年(2018年)11月、旧朝鮮半島出身労働者らによる損害賠償請求訴訟で三菱重工業に賠償を命じた判決をめぐり、韓国国内に保有する三菱重工業の商標権2件及び特許権2件の売却命令を決定した。

三菱重工業側は、同命令を不服として即時抗告したものの、大田地方裁判所がこれを棄却したことから、上告しており、現在、大法院が審理している。

なお、韓国外交部は、令和4年(2022年)7月26日、旧朝鮮半島出身労働者問題をめぐり、「合理的な解決策を模索するため多角的な努力をしている」との政府の立場を示した意見書を大法院に提出した。

ウ 慰安婦問題

元慰安婦らが、日本政府に賠償を求めている訴訟において、ソウル中央地方裁判所は、令和3年(2021年)4月21日、主権免除の原則が適用されるとして原告側の訴えを却下したが、原告らは同年5月に控訴しており、長期化が予想される。

^{パクチン}朴振外交部長官は、令和4年(2022年)7月19日、岸田首相と面会した際、慰安婦問題について、「最終的かつ不可逆的な解決」を明記した平成

27年（2015年）の慰安婦合意を「公式合意として尊重すべき」と指摘したものの、慰安婦問題解決に向けた具体的な進展は認められていない。

5 米中関係をめぐる動向

(1) 継続する米中対立

ア 「外交的ボイコット」の実施

令和3年（2021年）12月6日、米国のサキ大統領報道官は、中国政府による新疆ウイグル自治区でのジェノサイド（民族大量虐殺）や人道に対する罪、その他の人権侵害を考慮して、2022年北京冬季オリンピック・パラリンピック競技大会に政府関係者を派遣しない「外交的ボイコット」を発表した。令和4年（2022年）2月4日、同大会が北京市で開催したが、米国は、英国、豪州等と共に、中国での人権侵害を理由として政府高官らが開会式を欠席した。

イ インド太平洋をめぐる動向

令和4年（2022年）2月11日、米国のバイデン政権は、軍事や経済面での世界の覇権を狙う中国への対抗を念頭に置いた、外交・安全保障の指針となる「インド太平洋戦略」を発表したほか、日米豪印の4か国は同日、豪州・メルボルンで外相会合を開催し、「自由で開かれたインド太平洋」構想の実現に向けて海洋安全保障等で協力する方針を確認した。

同年5月26日、米国のプリンケン国務長官は、ワシントンでバイデン米政権の対中政策について演説し、「中国はインド太平洋地域に勢力圏を構築し、世界を主導する国になるという野心がある」などと述べ、国際秩序に対する最も深刻な長期的な課題として取り組む考えを強調した。これに対し、同月27日、中国外交部の汪文斌報道官は、「中国の脅威を誇張し、内政に干渉するものだ。中国の発展を抑え、米国の覇権を守るのが目的で、断固反対する」と強く反発した。

ウ 米中会談での溝

令和4年（2022年）6月10日、米国のオースティン国防長官は、アジア安全保障会議出席のため訪れたシンガポールで、中国の魏鳳和^{ぎほうわ}国務委員兼国防相と会談した。台湾問題について、オースティン国防長官は魏

国防相に対し、事態を不安定化させる行動の抑制を求めたが、魏国防相は「いかなる台湾独立の企ても断固粉碎する」などと反論した。

同月13日、米国のサリバン大統領補佐官と中国外交トップの楊潔篪^{ようけいち}共産党政治局委員長がルクセンブルクで会談し、サリバン大統領補佐官は中国が台湾に圧力を強めている事態に懸念を表明した。これに対し、楊政治局員は、米国が台湾への関与を強めれば米中関係の更なる悪化を招くと警告した。

同年11月14日、米国のバイデン大統領と中国の習近平国家主席は、G20パリ・サミット出席のために訪れたインドネシアで会談し、バイデン大統領は、台湾問題について、台湾海峡の平和と安定を損なうものだと中国の行動を批判した上で、米国として「一つの中国政策」に変更がない考えを改めて示した。これに対し、習近平国家主席は、「台湾問題は中国の核心的利益の中の核心」、「台湾問題を解決することは中国人自身の事であり、中国の内政だ」と強くけん制するなど、米中間の溝が改めて鮮明化している。

(2) 中国企業への制裁強化等をめぐる動向

ア 中国企業への制裁強化

令和3年(2021年)12月16日、米商務省は、新疆ウイグル自治区での人権侵害のほか、バイオテクノロジー開発での中国軍の活動に関与しているとして、中国の「軍事医学科学院」やその関連組織等34団体を輸出規制リストに追加したと発表した。これにより、米国内から許可なく技術や部品をリスト掲載団体に輸出することが禁じられる。

イ ロシア軍支援に伴う制裁

令和4年(2022年)6月28日、米国のバイデン政権は、ロシアが同年2月にウクライナ侵略を開始して以降もロシア軍等に製品の供給を続けた中国企業5社に対し、事実上の禁輸措置を科すと発表した。5社は、「コネック・エレクトロニック」や「キング・パイ・テクノロジー」といった電子部品等を扱うメーカーであり、米商務省が安全保障上の懸念があるとして指定した企業を並べた「エンティティ・リスト(EL)」に加えられた。

ウ 新疆ウイグル自治区での人権侵害問題をめぐる対立

令和3年(2021年)12月16日、米財務省は、新疆ウイグル自治区での人権侵害に関与しているとして、ドローン製造大手「DJI」をはじめとする中国企業8社への米国からの投資を禁止すると発表した。投資が禁止された中国企業は、DJIのほか、スーパーコンピュータ大手「曙光信息产业」、人工知能を使った画像認識技術を手掛ける「メグビー」、クラウドサービスを手掛ける「レオン・テクノロジー」等である。

同月23日、バイデン大統領は、新疆ウイグル自治区からの輸入を原則禁止とする「ウイグル強制労働防止法案」に署名し、同法が成立した。同法は、強制労働で生産されたものでないという証明がなければ米税関・国境警備局が輸入を差し止めることを規定している。令和4年(2022年)6月21日、同法が施行され、これに対し、同日、中国外交部の汪文斌報道官は、「強烈な非難と断固たる反対」を表明した。

同月22日、習近平国家主席は、中国、ロシア等の新興5か国(BRICS)の首脳会議で北京からオンライン演説し、「一部の国がデカップリングと、サプライチェーンの分断を行おうとしている」と述べ、同盟国等と連携して対中圧力を強めている米国を念頭にけん制した。

国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)は、同年8月31日、新疆ウイグル自治区の人権状況に関する報告書を発表した。報告書は、「ウイグル族らに対し深刻な人権侵害が行われている」などと指摘し、中国に対して恣意的に自由を奪われた全ての個人を直ちに解放するよう勧告した。

中国は、公表された報告書について、「米国と一部の西側勢力が作成した偽情報の寄せ集めだ」と否定し、OHCHRや欧米諸国への批判を強めた。

6 イランを取り巻く動向

(1) イランと米国・イスラエルの対立に伴う動向

包括的共同作業計画(JCPOA)、いわゆる核合意の再建に向けたイラン・米国の間接協議が断続的に開催され、令和4年(2022年)8月には、仲介役のEUが「最終文書」として妥協案を双方へ示すなど、早期妥結に向けた機運が一時期高まった。しかし、イランは、その後、未申告核施設から核

物質が検出された問題に関して国際原子力機関（IAEA）による検証要求の取下げを求めるなど強硬な姿勢を崩さず、同年9月の国連総会では、米国のバイデン、イランのライースィ両大統領が互いに演説の中で批判し合うなど、早期の妥結は困難となった。

また、かねてから核合意の再建に強く反発していたイスラエルのガantz国防相は、同年8月、米国・ワシントンを訪れ、サリバン大統領補佐官との会談の中で、核合意に反対する立場を直接伝え、イランへの武力攻撃も辞さない構えを示すなど、米国をけん制した。

イランと米国をめぐっては、米国によるイスラム革命防衛隊（IRGC）クッズ部隊のソレイマニ司令官等の殺害を受けて、イランが米国への報復に言及しているところ、同月、ボルトン元米大統領補佐官の暗殺を企図していたIRGCメンバーを起訴したと米司法省が発表するなど、イランの犯行とされる米国要人や米国権益を狙った報復未遂事案が各地で度々報じられている。

イランとイスラエルをめぐっては、同年3月、イラク北部クルド自治区のエルビルに建設中の米国総領事館付近にイラク国外から12発の弾道ミサイルによる攻撃が行われ、IRGCは、同地に所在するイスラエルの戦略センターを狙ったものであったとの声明を発表した。

また、イランでは、イスラエルの関与が指摘される核・軍事関連施設における爆発事案、IRGC幹部の暗殺・不審死事案、サイバー攻撃等が相次いで発生しているほか、イスラエルでも、同年6月、トルコ国内におけるイスラエル人を狙った誘拐・暗殺事案が摘発され、イランの関与が指摘されている。互いに自国の関与を明かさずに相手の国民や権益を攻撃する、いわゆる「影の戦争」の活発化も懸念されている。

(2) ライースィ大統領就任後の動向

トランプ前米政権下の「最大限の圧力」キャンペーンにより、イラン経済が悪化の一途をたどっている中、令和3年（2021年）8月に誕生した保守強硬派のライースィ政権は、国内産業の活性化を後押しし、イランによる抵抗経済の確立に向けた動きを活発化させた。

令和4年（2022年）3月21日のノウルーズ（イラン暦の元日）に際し、ハ

メネイ最高指導者は、1年のスローガンを「生産：知識ベース、雇用創出」と発表し、経済的苦境を克服するため国内生産を活性化する方針を示した。

対外的には、中国、ロシア、近隣諸国等との貿易関係拡大に注力し、令和4年（2022年）1月には、アブドラヒアン外相が中国を訪問して、イラン・中国25か年包括的協力協定の始動を確認したほか、ライースィ大統領がロシアを訪問してプーチン大統領と会談し、経済・貿易関係の強化や二国間協力協定等について協議した。また、同年6月には、BRICSへの加盟申請やベネズエラとの20か年包括的戦略協力文書の署名がなされたほか、同年9月には、ライースィ大統領が上海協力機構（SCO）の首脳会議で加盟諸国の首脳と個別会談を行った。

また、ライースィ大統領は、カタール、オマーン等の湾岸協力理事会（GCC）参加諸国を精力的に訪問するなど、近隣諸国との関係強化にも活発に取り組んだ。

他方、国内では、疲弊した経済、失業の増加、物価高騰等に対する国民の不満が蓄積しているとの指摘もある中、同年9月、ヒジャブを正しく着用していなかったとして警察に拘束された女性が、警察の暴行を受けて死亡した疑いのある事件を受けて、イラン各地で大規模な抗議デモが発生し、複数の死者が出た。

こうしたデモ拡大の背景には、国民の国内経済に対する不満と十分な経済対策が採られていないライースィ政権に対する憤りや、イスラム法学者による統治そのものに対する不満があると指摘される。また、同月には高齢のハメネイ最高指導者の健康不安説が流れるなど、最高指導者の後任を含め、今後の体制の動向が注目されている。

7 アフガニスタンをめぐる情勢

(1) タリバーンによる政権運営

令和3年（2021年）8月15日、タリバーンは首都カブールを掌握し、同月31日、米国のバイデン大統領は、同国に駐留する米軍の撤退及び軍事作戦の終了を宣言した。同年9月7日に発足が宣言されたタリバーンによる暫定政権は、要職の大半をパシュトゥーン人が占めているほか、女性の登

用は皆無であり、国際社会が求める包括的政権の実現にはほど遠い状況となっている。

令和4年（2022年）1月、国連は、アフガニスタンについて、財政難により約2,440万人（同国民の約6割）が人道支援を必要としていると指摘している。

(2) 国際社会の動向

現在、タリバーン暫定政権を正式に承認した国はなく、国際社会は、アフガニスタンに対して人道支援を継続しつつ、同政権に対して包括的政権の樹立、テロ対策、女性の権利尊重等を求めている。一方、中国、ロシア、パキスタン等は、同政権の外交官を自国に受け入れて外交の窓口とするなど、同政権を実質的に承認しており、国際社会による対応は足並みがそろっていない。

第3 国内関係

1 第26回参議院議員通常選挙結果

第26回参議院議員通常選挙は、令和4年（2022年）6月22日に公示され、同年7月10日に投開票が行われた。

非改選を除く選挙区の74議席と欠員となっていた神奈川選挙区1議席、比例代表50議席の合計125議席で争われた今次参院選には、前回参院選（令和元年）より175人多い545人が立候補。このうち、女性候補は181人で、立候補者に占める女性の割合は33%となり、人数と割合はいずれも過去最多となった。また、今次参院選では、全国に32ある1人区のうち、与党（自民党）候補に対して野党候補が一本化された選挙区は11にとどまり、残り21の選挙区では野党側の候補が競合する構図となった。

投開票の結果、自民党は改選55議席を大きく上回る63議席を獲得し、非改選の議席と合わせて119議席（公示前111議席）となった。公明党は、候補者を擁立した7選挙区全てで議席を獲得したものの、比例代表で議席を減らして改選14議席から13議席に後退し、非改選の議席と合わせて27議席（公示前28議席）となった。これにより、与党の参議院での議席数は146議席となり、定数248議席の過半数（125議席）を大幅に上回る結果となった。

野党は、立憲民主党が改選23議席から6議席減の17議席となり、非改選と合わせて39議席（公示前45議席）に後退した一方、日本維新の会が改選6議席から倍増の12議席を獲得し、非改選と合わせて21議席（公示前15議席）と議席数を大幅に伸ばした。また、日本維新の会は、比例代表の得票数で野党第1位となった。

このほか、共産党は選挙区で1議席を獲得したものの、比例代表で2議席減となり、非改選と合わせて11議席（公示前13議席）に後退。国民民主党は、選挙区・比例代表でそれぞれ1議席減らし、非改選と合わせて10議席（公示前12議席）に後退した。れいわ新選組は、選挙区・比例代表ともに議席を獲得し、非改選と合わせて5議席（公示前2議席）に議席数を伸ばした。

また、社民党、NHK党、初めて国政選挙に挑んだ参政党も議席を獲得し、それぞれ公職選挙法上の政党要件を満たした。

今次参院選の投票率は52.05%（選挙区、総務省発表）で、戦後2番目の低さとなった前回参院選の48.80%を3.25ポイント上回った。女性の当選者は過去最多の35人で、全当選者に占める女性の割合は28%となった。

2 第2次岸田改造内閣が発足

岸田首相は、令和4年8月10日、内閣改造を行い、第2次岸田改造内閣が発足した。全19閣僚のうち、再任されたのは松野博一官房長官、林芳正外務相、鈴木俊一財務相、斉藤鉄夫国土交通相、山際大志郎経済再生担当相の5人のみで、14閣僚を入れ替えて大幅な刷新を図った。

新たに任命された14閣僚のうち、初入閣は寺田稔総務相、葉梨康弘法務相、永岡桂子文部科学相、野村哲郎農林水産相、西村明宏環境相、秋葉賢也復興相、谷公一国家公安委員長、小倉将信少子化担当相、岡田直樹地方創生担当相の9人。閣僚経験者での入閣は、加藤勝信厚生労働相、西村康稔経済産業相、浜田靖一防衛相、河野太郎デジタル相、高市早苗経済安全保障担当相の5人で、このうち、加藤・浜田両氏は再起用となった。

岸田首相は、同日の記者会見で、「有事に対応する政策断行内閣だ。経験と実力を兼ね備えた閣僚を起用することとした」と組閣の狙いを説明し、また、政界との関係が取り沙汰されている世界平和統一家庭連合（旧統一教会）につ

いて、「関係を点検し、結果を踏まえて厳正に見直すことを厳命し、それを了承した者のみ任命した」と述べた。

第2次岸田改造内閣の閣僚のうち、山際経済再生相が、同年10月24日、世界平和統一家庭連合との関係が相次いで判明したことなどを受けて、葉梨法務相が、同年11月11日、死刑執行に関する自身の不適切発言等を受けて、さらに、寺田総務相が、同月20日、政治資金等の問題を受けてそれぞれ辞任した。

岸田首相は、後任の経済再生相に後藤茂之前厚労相を、法務相に齋藤健元農水相を、総務相に松本剛明元外相をそれぞれ起用した。

3 普天間飛行場の名護市辺野古移設をめぐる動向

(1) 工事の進捗状況等

令和3年12月7日、防衛省沖縄防衛局は、米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設計画をめぐり、沖縄県が埋立て海域にある軟弱地盤の改良工事に伴う政府の設計変更申請を不承認としたことに対抗し、行政不服審査法に基づき齋藤国交相に審査請求を行った。防衛省の石川武報道官は、同日の記者会見で「不承認とされた理由を十分に精査・検討した結果、不承認とされる理由はなく、不承認処分は取り消されるべきであるとの判断に至った」と説明した。一方、沖縄県の玉城デニー知事は県庁で記者団に、政府機関の間で審査が行われることについて、「公平・公正な判断は事実上不可能だ」と述べ、国側の対応を非難した。また、不承認について「法律による行政」の原理の下、厳格に審査した」と改めて正当性を主張した。

令和4年4月8日、齋藤国交相は、審査請求を受けて工事の設計変更を不承認とした玉城知事の処分を取り消す裁決を出し、是正指示を行った。

これに対し、沖縄県は、総務省の第三者機関「国地方係争処理委員会（係争委）」に国交相の「裁決」と「是正指示」について、それぞれ審査を申し出たが、係争委は、「裁決」は県の申し出を却下し、「是正指示」は「違法ではない」として県の訴えを退けた。

同年8月以降、沖縄県は国に対する法廷闘争を展開しており、同月12日には、防衛省の設計変更申請を不承認とした県の処分を取り消した齋藤国交相の裁決は違法として、国交相に裁決の取消しを求める訴訟を福岡高裁那覇支

部に起こし、同月24日には、斉藤国交相が沖縄県に是正指示したのは違法として、国交相を相手取り、是正指示の取消しを求める訴えを福岡高裁那覇支部に起こした。

さらに、同年9月30日、沖縄県は斉藤国交相の裁決は違法として、国を相手取り、行政事件訴訟法に基づき裁決の取消しを求める抗告訴訟を那覇地裁に起こした。

(2) 沖縄県知事選挙

任期満了に伴う沖縄県知事選挙は、令和4年8月25日告示、9月11日投開票で行われた。選挙の結果、無所属現職の玉城デニー氏が、いずれも無所属新人の元宜野湾市長の佐喜真淳氏と元衆院議員の下地幹郎氏を破り、再選を決めた。

争点となった米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設をめぐり、玉城氏は移設反対の国政野党から支援を受けた。国政野党が支援する辺野古移設反対派の知事当選は、平成26年（2014年）の翁長雄志氏以来、3期連続となった。

玉城氏は、11日夜、那覇市内で記者団に「これからも1ミリもぶれることなく基地問題の解決を図り、政府に解決を求めていく」と強調し、辺野古移設は「直ちにやめるべきだ」と改めて訴えた。

4 原子力政策をめぐる動向

東京電力は、令和4年8月4日、福島第一原子力発電所の処理水（注1）海洋放出設備の本格工事を開始した。建設する海洋放出設備には、同原発から約1キロメートル先の沖合に処理水を放出するための海底トンネルのほか、処理水を攪拌した上で、トリチウム以外の放射性物質が基準未満かどうかを調べるタンクや配管等がある。東京電力は、令和5年春頃の設備完成を目指しているが、気象条件等によっては工事が遅れ、同年夏頃にずれ込む可能性もあるとした。

原発の再稼働をめぐり、岸田首相は、令和4年7月14日、首相官邸で記者会見を行い、冬季の電力需給対策として、これまでに再稼働した原子力発電所10基（注2）のうち、最大で9基稼働すると表明した。

さらに、岸田首相は、同年8月24日、「GX（グリーン・トランスフォーメーショ

ン) 実行会議」において、再稼働済みの原発10基の稼働確保に加え、令和5年夏以降に、安全審査通過済みの7基(関西電力高浜発電所1、2号機、東北電力女川原子力発電所2号機、中国電力島根原子力発電所2号機、東京電力柏崎刈羽原子力発電所6、7号機、日本原子力発電東海第二発電所)の再稼働を目指す方針を表明した。

(注1) 壊れた原子炉施設に雨水や地下水が流入して発生した高濃度の放射性物質を含む汚染水を規制基準未滿まで多核種除去設備(ALPS)等で浄化处理したもの。現在は、東京電力福島第一原子力発電所敷地内のタンクに貯蔵されている。

(注2) 平成25年に原子力発電所等の新規規制基準が施行されて以降、これまでに再稼働した原子力発電所は6原発10基(関西電力美浜発電所3号機、同大飯^{おおい}発電所3、4号機、同高浜発電所3、4号機、四国電力伊方発電所3号機、九州電力玄海原子力発電所3、4号機、同川内^{せんだい}原子力発電所1、2号機)となる。

5 新型コロナウイルス感染症をめぐる情勢

我が国における新型コロナウイルス感染症の感染者は、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、令和4年10月31日までに2,229万5,592人の感染者、4万6,659人の死亡者が確認されている(厚生労働省発表)。

令和3年9月以降、減少傾向にあった新型コロナウイルスの新規陽性者数は、同年12月以降、再び増加傾向となった。令和4年1月7日には、感染の再拡大を防止する必要性が高いことなどから、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4の規定に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を同月9日から同月31日までとし、重点措置区域を広島県、山口県及び沖縄県とする公示が行われた。以降、重点措置区域の変更、実施期間の延長が行われるなどした後、同年3月21日、まん延防止等重点措置は全て解除された。

令和4年2月以降は、新規陽性者数は減少傾向を見せていたが、同年6月以降、再び増加に転じた。同年7月中旬には、重症者数や死亡者数は低水準であるものの、療養者数や入院者数は増加傾向となった。政府は、このような感染状況や医療提供体制の状況を踏まえ、感染拡大への対応については、新たな行動制限を行うのではなく、社会経済活動をできる限り維持しながら保健医療体制の確保に万全を期すとともに、効果が高いと見込まれる感染対策に、国・地方が連携して機動的・重点的に取り組むこととし、同時に新型コロナウイルス

と併存しつつ、平時への移行を慎重に進めていくこととした。

基本的な考え方としては、感染症法上の措置について、高齢者や重症化リスクのある者に対する適切な医療の提供を中心とする考え方に転換し、新型コロナウイルスへの対応と社会経済活動の両立をより強固なものとした、Withコロナ（新型コロナウイルスとの併存）に向けた新たな段階に移行することとした。移行に当たっては、更なる感染拡大が生じることも想定した上で、国民の自主的な感染予防行動の徹底を要請するとともに、通常医療確保のため、保健医療体制の強化を進めていくとした。その上で、世界的な感染の動向を踏まえながら、Withコロナにおける感染対策のあり方について引き続き検討していくこととした。

6 経済・雇用情勢

財務省は、令和4年7月5日、令和3年度の国の税収総額が前年度比10.2%増の67兆379億円となり、2年連続で過去最高を更新したと発表した。

新型コロナウイルス禍からの経済活動再開に伴う企業業績の回復で法人税収が大きく伸び、これに所得税と消費税を加えた基幹3税がそろって増収となったことが要因で、法人税は前年度比2兆4,082億円増の13兆6,428億円、所得税は前年度比2兆1,924億円増の21兆3,822億円となった。3税のうち税収が最も多かった消費税は、前年度比9,172億円増の21兆8,886億円で、全体の32.6%を占めた。

一方で、令和3年度は、当初予算に約107兆円を計上し、新型コロナウイルス禍の経済対策として約35兆9,000億円の補正予算を組んだことから、国の歳出総額は142兆円を超えており、過去最高の税収となっても不足分を国債の発行で賄う状況が続いている。

内閣府は、同年7月29日、令和4年度の年次経済財政報告を公表した。報告において、我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による危機を乗り越えつつあったところで、原材料価格の高騰等に伴う世界的な物価上昇と海外への所得流出という新たな試練を迎えており、同時に、本格化する人口減少・少子高齢化、潜在成長率の停滞、気候変動問題などへの対応は引き続き大きな課題として残されていると指摘。その上で、物価上昇や所得流出に適切に対応すると

ともに、社会課題の解決に向けた取組を付加価値創造の源泉として位置付け、課題解決と経済成長を同時に実現していくことが求められるとし、継続的・安定的な賃上げと官民連携での計画的投資等を通じた需給ギャップの着実な縮小を進め、賃金と物価がともに上昇していく経済を実現する必要があるなどと結論付けた。

厚生労働省は、同年8月23日、各都道府県の最低賃金審議会が取りまとめた令和4年度の最低賃金（時給）の改定額を発表した。改定後の全国平均は、令和3年度から31円増の961円となり、厚労相の諮問機関である中央最低賃金審議会の示した引上げ額の目安（全国平均31円）を22道県で1～3円上回った。改定後の最低賃金の最高額は、東京都の1,072円で、最低額は、秋田、高知、宮崎、沖縄など10県の853円となった。

第3章 治安情勢

第1 公安情勢

1 右翼及び右派系市民グループ

(1) 右翼の抗議・糾弾活動

ア 抗議活動の状況

右翼は、令和4年(2022年)中、領土問題、歴史認識問題等をめぐり、活発な街頭宣伝活動等に取り組んだ。

ロシアをめぐっては、ロシアによるウクライナ侵略を捉え、「ロシアはウクライナ侵略を即刻やめよ。ウクライナから撤退せよ」などと批判したほか、ロシアによる平和条約交渉中断宣言や北方領土を含む地域での軍事演習を捉え、「ロシア政府は平和条約締結交渉を中断と言っているが望むところである。我が国の領土、北方領土での軍事演習を直ちに謝罪せよ」などと批判した。右翼は、令和4年中(10月31日現在)、ロシア関連で延べ約1,800団体、約4,300人、街頭宣伝車約1,400台(前年同期:延べ約700団体、約1,800人、街頭宣伝車約700台)を動員し、街頭宣伝活動等を行った。

中国をめぐっては、令和4年2月の北京オリンピック・パラリンピックを捉え、「人権弾圧、領土・領海侵犯をするような中国に五輪を開催する資格はない」などと批判したほか、中国の弾道ミサイルが我が国の排他的経済水域(EEZ)内に落下したことや日中国交正常化50周年を捉え、「中国がEEZ内にミサイルを落下させた。台湾への圧力を強め、日本をけん制している証拠だ」、「日中国交正常化50周年の節目になるが、我々は中国を敵とみなしている」などと批判した。右翼は、令和4年中(10月31日現在)、中国関連で延べ約1,000団体、約2,200人、街頭宣伝車約600台(前年同期:延べ約1,600団体、約3,500人、街頭宣伝車約1,000台)を動員し、街頭宣伝活動等を行った。

北朝鮮をめぐっては、弾道ミサイルが繰り返し発射されたことを捉え、「ミサイル発射は、国連安保理決議違反であり、国際社会に対する恫喝で

ある。弾道ミサイル発射を直ちにやめよ」などと批判したほか、拉致問題を捉え、「拉致を行った北朝鮮を許してはならない」などと批判した。右翼は、令和4年中（10月31日現在）、北朝鮮関連で延べ約700団体、約1,600人、街頭宣伝車約500台（前年同期：延べ約400団体、約900人、街頭宣伝車約300台）を動員し、街頭宣伝活動等を行った。

韓国をめぐっては、韓国が竹島を不法占拠していることや、竹島周辺での海洋調査活動を捉え、「韓国は、軍事力による不法占拠をやめ、直ちに竹島より退去せよ」などと批判したほか、慰安婦問題や旧朝鮮半島出身労働者問題を捉え、「戦時補償問題は解決済みの話だ。国家間の条約や協定を反故にする反日国家韓国に対して断固として抗議する」などと批判した。右翼は、令和4年中（10月31日現在）、韓国関連で延べ約700団体、約1,500人、街頭宣伝車約600台（前年同期：延べ約900団体、約1,800人、街頭宣伝車約700台）を動員し、街頭宣伝活動等を行った。

政局をめぐっては、ロシアによるウクライナ侵略や北朝鮮のミサイル発射を捉え、「憲法改正に対する国民の関心は高まっている。政府は、本気で改憲する気があるならもっと国民に対して説明するべきだ」、「岸田政権は自国、国民を守るための核武装や憲法改正を中心とした議論を早急に進めていかなければならない」などと主張した。右翼は、令和4年中（10月31日現在）、政局関連で延べ約1,200団体、約2,400人、街頭宣伝車約700台（前年同期：延べ約1,500団体、約3,100人、街頭宣伝車約1,000台）を動員し、街頭宣伝活動等を行った。

右翼は、今後も、内外の諸問題に敏感に反応し、我が国政府や関係諸国等に対する抗議行動を執ように行うものとみられ、その過程で、外国要人、外国公館、政府要人、政府機関等に対するテロ等重大事案を引き起こすおそれがある。

イ 糾弾活動の状況

右翼の街頭宣伝車数は、全国で約900台とみられるが、一部の右翼は、資金獲得を目的に、「糾弾活動」と称し、企業に対して街頭宣伝車を用いて大音量で執ような街頭宣伝活動を行い、騒音被害や交通渋滞を引き起こすなど、市民生活の平穩を害している。

令和4年中(10月31日現在)、街頭宣伝活動の糾弾対象となった企業は、延べ60社(実数約20社)(前年同期:延べ約120社、実数約40社)に上った。

一部の右翼は、今後も、市民生活の平穩を害するこうした街頭宣伝活動を行うとともに、資金獲得を目的として企業糾弾を行うものとみられ、その過程で、違法行為の発生が懸念される。

(2) 右翼の違法行為の取締り

令和4年中、右翼による「テロ、ゲリラ」事件の発生はなかったが、右翼は、時局問題等を捉えた街頭宣伝や資金獲得目的の活動に伴って、多数の違法行為を引き起こしている。

令和4年中(10月31日現在)、右翼運動に伴う事件の検挙は34件49人(前年同期:36件45人)であった。また、資金獲得を目的とした恐喝事件や詐欺事件等の検挙は54件62人であった。

市民の平穩な生活を害する悪質な街頭宣伝活動に伴う事件の検挙は12件18人(前年同期:12件16人)であった。

このほか、右翼及びその周辺者からの銃器摘発に努めたが、本年の拳銃の押収はなかった(前年同期:1丁)。

警察では、右翼によるテロ等重大事案の未然防止に努めるとともに、右翼による違法行為に対し、引き続き、徹底した取締りを行うこととしている。

(3) 右派系市民グループをめぐる動向

ア 右派系市民グループ

令和4年中(10月31日現在)、極端な民族主義・排外主義的主張に基づき活動する右派系市民グループは、韓国や北朝鮮との問題等を捉えたデモや街頭宣伝活動に取り組み、全国におけるデモは約20件(前年同期:約10件)行われた。また、その活動に反対する勢力が、右派系市民グループの過激な言動をヘイトスピーチであると批判するなど、抗議行動に取り組んだ。

右派系市民グループは、今後も、自らの言動に対する批判や本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(以下「ヘイトスピーチ解消法」という。)を意識しつつも、内外の諸問題に敏感に反応し、デモや外国公館等に対する抗議行動を通じて、自らの主張

を訴えるものとみられ、その過程で、反対する勢力とのトラブルに起因する違法行為等の発生が懸念される。

イ 違法行為の取締り

令和4年中、右派系市民グループ関係者の検挙はなかった。

警察では、ヘイトスピーチ解消法も踏まえ、いわゆるヘイトスピーチといわれる言動やこれに伴う活動について違法行為を認知した際には、法と証拠に基づき、厳正に対処しているほか、右派系市民グループとそれに反対する勢力とのトラブルから生じる違法行為を未然に防止するため、厳正公平な立場で必要な警備措置を講じている。

2 極左暴力集団

(1) 革マル派

革マル派は、令和4年中も引き続き、創始者である故黒田寛一前議長が提唱した理論を継承し、労働運動や大衆運動を通じて組織の維持・拡大を図った。

同派は、「『暗黒の21世紀』世界を生き苦悩し闘う労働者人民の精神的武器」と位置付ける「黒田寛一著作集」(全40巻)の第5巻、第6巻及び第14巻を刊行(第7巻から第13巻は未刊行)したほか、「いまは亡き同志黒田の思想を、その「実践の場所」の哲学を全組織的にうけつぐ」などと主張するなど、故黒田前議長が提唱した理論に依拠した「組織建設」を訴えた。

また、令和2年には、同派の活動家が「革共同革マル派(探究派)を結成した」と表明する動きをみせていたところ、これまで反応を示していなかった革マル派は、令和4年8月1日付の機関紙で「反革命=北井一味を粉碎せよ!」などと探究派に対する批判を開始し、その後、相互に批判を繰り返す動きをみせている。

労働運動においては、日本労働組合総連合会(連合)及びその加盟労組の指導部を批判し、自らの主張の正当性をアピールすることで同調者の獲得を図った。このうち、連合に対しては、「『人への投資』をめぐる労使協議に埋没する『連合』労働貴族を弾劾せよ!」、日本郵政グループ労働組合(JP労組)に対しては、「『未来創造』を唱え企業に奉仕する運動に突進

する本部弾劾」、日本教職員組合（日教組）に対しては、「日教組本部の裏切りを弾劾し、全国の職場から「教育のデジタル化反対」「新たな能力主義的教育の強化反対」の闘いを創造しよう」などと、それぞれ指導部に対する批判を展開した。また、各地のメーデー会場周辺では、参加者に対して同派への結集を呼び掛けるピラを配布した。

大衆運動においては、「憲法改悪阻止！日米グローバル同盟反対！」などと主張し、政権打倒を訴えて、集会、デモ等に取り組んだ。また、令和4年5月における日米首脳会談・日米豪印首脳会合の開催を捉え、「日米首脳会談・クアッド首脳会談反対！」などと主張し、各地で抗議行動に取り組んだ。さらに、同年9月における国葬儀の執行を捉え、「安倍国葬」反対の闘いを！」などと主張し、各地で抗議行動に取り組んだ。

大衆団体が主催する国会前抗議行動等、社会の耳目を引く取組では、参加者に対して自派の主張を掲載したピラを配布した。普天間飛行場の名護市辺野古移設に対しては、「辺野古新基地建設を阻止するぞ」などと主張して、現地で取り組まれる抗議行動に活動家を参加させた。同派は、こうした取組を通じて自派の主張を展開し、同調者の獲得を図った。

一方、同派が相当浸透しているとみられる全日本鉄道労働組合総連合会（JR総連）と東日本旅客鉄道労働組合（JR東労組）については、同年6月にそれぞれ定期大会を開催し、引き続き、同派創設時の副議長である故松崎明元JR東労組会長が提唱した労働運動理論に基づき組合活動を進めていく方針を決定した。

同派は、今後も故黒田前議長の「遺志」継承を訴えながら、組織の維持・拡大を図るものとみられる。

(2) 中核派

中核派（党中央）は、令和4年中も引き続き、労働運動を通じて組織拡大を図る「階級的労働運動路線」を堅持し、国鉄闘争を軸に、反戦闘争を最重要課題に掲げて活動した。

同派は、同年2月に開催された「第8回全国大会」において、清水丈夫議長が、「7回大会の総括から党の変革を進め、労働者階級への絶対的信頼をもって、革命情勢を革命に転化するために全力で闘おう」などと発言し、改

めて「階級的労働運動路線」を基本方針に据えて各種闘争に取り組んでいくことを確認した。また、同日開催された「第28回全国委員会総会」において、清水丈夫議長（再任）、秋月丈志書記長（再任）を選出し、令和元年以降、「指導の破産と組織問題を露呈」し失脚した旧政治局に代わって同派を指導してきた「暫定体制」から、正規の全国委員会と政治局体制へと移行した。

反戦闘争においては、令和4年5月における日米首脳会談・日米豪印首脳会合の開催を捉え、「日米会談・クアッド粉砕」などと主張し、同派系の全日本学生自治会総連合（全学連）を中心にヘルメットを着用したスクラムデモに取り組んだ。

また、同年9月における国葬儀の執行を「戦争体制づくり」と捉え、反戦闘争と関連付けた上で、「国葬」によって安倍を美化し祭り上げ、改憲・戦争攻撃を一気にエスカレートさせようとしている」、「9・27安倍国葬は粉砕あるのみだ」などと主張し、各地で集会、デモ等に取り組んだ。

国鉄闘争においては、同年7月に、千葉県内で「国鉄闘争全国運動7・17全国集会」を、同年11月に、都内で「11・6全国労働者総決起集会」を開催し、「闘う労働組合の全国ネットワーク」を力強く作りだそうなどと主張した。

同派は、「学生は反戦闘争の先頭に」、「日本からも巨大な反戦の闘いを巻き起こしましょう！」などと主張し、若者の獲得に向けた取組を強化し、SNSや動画共有サイト上で機関紙の内容を解説する「前進チャンネル」を勧誘活動に積極的に活用した。

同派系の全学連は、沖縄本土復帰50年を捉えて沖縄大学の学生である委員長を中心に沖縄現地闘争に取り組んだほか、同年6月には、京都大学での「京大学生処分阻止・撤回全学集会」を、「京大生の闘いは、大学・教育さえも新自由主義化していく岸田政権に対する学生の反乱」として支援し、同調者の獲得を図った。同年9月には、全学連第83回定期全国大会を開催し、新執行部体制（委員長：沖縄大学、書記長：京都大学、副委員長：学習院大学、広島大学2人）を確立した。

一方、平成19年（2007年）11月に党中央と分裂した関西地方委員会（関西反中央派）は、他党派との共闘・連携や大衆運動を通じた組織拡大を目

指し、原発再稼働、憲法改正、普天間飛行場の名護市辺野古移設等をめぐる問題を捉えて取り組まれる集会、デモ等に参加し、同調者の獲得を図った。

党中央は、今後も、国鉄闘争を軸に、反戦、改憲阻止を中心とした各種闘争を継続し、組織の維持・拡大を図るものとみられる。また、関西反中央派も、原発再稼働反対や反戦・反基地闘争等に取り組み、組織の維持・拡大を図るものとみられる。

(3) 革労協

革労協主流派は、令和4年中も、「農地強奪実力阻止」、「空港機能強化粉碎」をスローガンに、成田闘争を重点に取り組んだ。同派は、三里塚芝山連合空港反対同盟北原グループ（以下「北原グループ」という。）が主催する闘争に参加するとともに、独自の集会、デモ等に取り組んだ。また、同年9月における国葬儀の執行を捉え、「国葬」会場の武道館に攻め上り、実力で粉碎しようなどと主張し、各地で集会、デモ等に取り組んだ。このほか、同派内で発生した部落差別問題等を受け、依然として自己批判に取り組んでいることを機関紙で明らかにした。

革労協反主流派は、令和4年中も、反戦・反基地闘争に重点を置き、ソマリア沖海賊対処行動や自衛隊演習場における米軍の実弾射撃訓練、普天間飛行場の名護市辺野古移設を批判し、集会、デモ等に取り組んだ。また、電源開発大間原子力発電所（青森県大間町）の建設に反対し、現地に活動家を動員して反原発闘争に取り組んだ。

両派は、今後も組織の維持・拡大を図るとともに、それぞれが取り組む闘争課題の情勢次第では、「テロ、ゲリラ」事件を引き起こすおそれがある。

(4) 成田空港をめぐる情勢

成田国際空港株式会社と北原グループとの間では、航空機の運航と成田国際空港関連施設の建設工事に影響を与える耕作農地の土地明渡し裁判等が依然として争われている。

また、北原グループが主催する「全国総決起集会」が、令和4年10月に開催され、極左暴力集団は、成田国際空港の第3滑走路の整備等の機能強化に

向けた動きに対し、「辺野古新基地建設や南西諸島へのミサイル配備と連動した米軍・自衛隊の巨大兵站基地化に他ならない」、「三里塚の闘いをつぶすための農地強奪を許さず、強制執行を許さない陣形をさらに拡大しよう」などと主張した。

極左暴力集団は、今後も、成田闘争に取り組み、土地明渡し裁判等の進捗状況を捉え、空港関係者、空港関連施設等に対する違法行為を引き起こすおそれがある。

(5) 極左暴力集団対策の推進

警察では、極左暴力集団に対する事件捜査やマンション、アパート等にある非公然アジトの発見に向けた活動を推進するとともに、これらの活動に対する国民の理解と協力を得るため、ウェブサイトをはじめとする各種媒体を活用した広報活動を推進した。

警察は、令和4年中、極左活動家6人を検挙した。

同年5月、偽名宿泊をした中核派（党中央）非公然活動家ら4人を有印私文書偽造・同行使罪、旅館業法違反で逮捕した（警視庁）。

警察では、引き続き、国民の理解と協力を得ながら、極左暴力集団に対する取締りを徹底することとしている。

3 オウム真理教

(1) 教団の状況

オウム真理教（以下「教団」という。）は、麻原彰晃こと松本智津夫（以下「松本」という。）への絶対的帰依を強調する「Aleph（アレフ）」をはじめとする主流派と、松本の影響力がないかのように装う「ひかりの輪」を名乗る上祐派が活動している。

平成30年7月の松本の死刑執行後、松本の遺骨等の引渡しをめぐって松本の家族間で争われていた祭祀承継審判について、東京家庭裁判所は、令和2年9月、二女を取得者とする旨の審判を下した。令和3年3月、東京高等裁判所も東京家庭裁判所の審判を支持していたところ、同年7月、最高裁判所が四女らの特別抗告を棄却し、祭祀承継者は二女に確定した。

その後も、遺骨等は国により保管されているところ、令和4年10月、二女

が国に対し、遺骨等の引渡しを求めて東京地方裁判所に提訴した。

ア 松本への絶対的帰依を強調する主流派

主流派は、依然として松本を「尊師」と尊称し、同人の「生誕祭」を開催しているほか、松本の写真を拠点施設の祭壇に飾ったり、説法会等を定期的に開催し、信者に対して同人の「偉大性」を称賛する内容のDVDを視聴させたり、同人への絶対的帰依を求める文言を繰り返し唱和する修行等に取り組みせたりするなど、松本への絶対的帰依を強調して「原点回帰」路線を徹底している。

また、「Aleph (アレフ)」は、松本の二男の教団復帰をめぐって生じた内紛の後も、二男の教団復帰を支持する最高幹部を中心とした執行部によって統制されている。これまでのところ、松本の絶対的な地位を前提とする方針や指導体制に、変化は確認されていない。

なお、執行部により排除された一部の信者は、松本及び同人の説く教義を基盤としながら、「Aleph (アレフ)」とは一定の距離を置いて活動を継続しているとみられる。

今後も主流派は、松本が依然として絶対的な存在であることを強調するとともに、同人の説いた教義に沿った運営を行いながら、組織の拡大、統制を図っていくものとみられる。

イ 松本の影響力払拭を装う上祐派

上祐派は、同派のウェブサイトには旧教団時代の「反省・総括の概要」を掲載して松本からの脱却を強調したりするなどし、松本の影響力がないかのように装って活動しているほか、上祐史浩代表が出演するトークイベントにおいて著名人との対談を積極的に受け入れるなどして、「開かれた教団」のアピールに努めている。また、同派は、宗教団体ではなく「思想哲学の学習教室」であるとして、一部法具等の使用停止や祭壇の廃止等、組織の刷新をアピールしている。

今後も上祐派は、松本からの脱却を装いながら、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）に基づく観察処分の適用回避に取り組み、組織の維持を図っていくものとみられる。

ウ 団体規制法に基づく処分状況

令和3年1月、公安審査委員会は、教団に対し、現在も無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があるとして、団体規制法に基づき、公安調査庁長官の観察に付する処分の期間を3年間（令和6年1月末まで）更新する決定を行った。この決定に対し、主流派及び上祐派が、それぞれ観察処分の取消しを求める訴訟を提起している。

なお、同年10月、「Aleph（アレフ）」に関し、観察処分に伴う公安調査庁長官への報告義務がなされていないとして、同長官は、公安審査委員会に再発防止処分の請求を行ったが、同年11月、「Aleph（アレフ）」から当該報告がなされたことを受けて、同請求を撤回した。

しかし、「Aleph（アレフ）」はその後、収益事業の資産など、報告すべき事項の一部について報告を怠っており、公安調査庁は是正指導を行っている。

エ 組織拡大に向けた動向

教団は、15都道府県に30か所の拠点施設を有し、信者数は、その活動状況等から合計で約1,650人とみられる。

主流派は、教団名を秘匿し、街頭や書店において声掛けを行っているほか、SNSを利用し宗教色を感じさせないヨガ教室などの各種イベントを開催するなど、青年層を中心に接触を図り、新規信者を獲得している。

一方、上祐派は、各拠点施設で開催している上祐代表の説法会や「集中セミナー」、各地の神社仏閣や自然を訪ねる「聖地修行」等の行事への参加を呼び掛けるとともに、様々なメディアを通じて同派の活動を積極的に発信するなどして、信者の獲得を図っている。

(2) オウム真理教対策の推進

教団は、依然として松本及び同人の説く教義を存立の基盤とし、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性が認められるとして、観察処分に付されるなどしており、その本質に変化がないと認められる。警察では、無差別大量殺人行為を再び起こさせないため、引き続き、関係機関と連携して教団の実態解明に努めるとともに、教団による組織的違法行為に対する厳正な取締りを推進している。

一方、地下鉄サリン事件から27年が経過し、教団に対する国民の関心が薄

れ、一連の凶悪事件に対する記憶が風化することなどにより、教団の本質が正しく理解されないことも懸念される。そのため、警察では、教団の現状について広報しているほか、教団の組織的違法行為の検挙事例や警戒活動等、教団に対する警察の取組について、住民や地方自治体等に対して情報発信を行っている。また、教団施設周辺の地域住民の安全・安心を確保するため、その要望も踏まえ、教団施設周辺におけるパトロール等の警戒警備活動を実施している。

4 日本共産党

(1) 党勢拡大に向けた取組

日本共産党は、令和4年8月に開催した第6回中央委員会総会で、党員数が第28回党大会（令和2年1月開催）時比で1万4,000人余が減少したほか、「しんぶん赤旗」読者数では、同党大会時比で日刊紙読者が1万2,000人弱、日曜版読者が5万2,000人余がそれぞれ減少し、電子版読者は2,000人余が増加したことを明らかにした。共産党は、こうした党勢の後退が国政選挙における後退につながったとして、同年8月から12月までの5か月間を「党創立100周年記念、統一地方選挙勝利・党勢拡大特別期間」に設定し、集中的に党勢拡大等に取り組むことを決定した。具体的には、党員拡大は「毎月1,000人以上の新入党者（5か月間で5,000人以上）を迎えること」、「しんぶん赤旗」読者拡大は「大会現勢回復・突破」などを目標に掲げた。

しかしながら、その後の党勢拡大は振るわず、志位委員長は、同年9月17日に開催した日本共産党創立100周年記念講演会で、「党勢を長期にわたる後退から前進に転ずることに成功して」いないと報告したほか、現勢については、党員約26万人、「しんぶん赤旗」読者数約90万人であることを発表した。

(2) 第26回参議院議員通常選挙の結果

共産党は、令和3年11月に開催した第4回中央委員会総会で、第26回参議院議員通常選挙について、比例代表では得票数650万票以上、得票率10%以上を獲得して、比例5議席を確保し、選挙区では「東京の現有議席を絶対確保し、前回の2019年参院選で議席を獲得した埼玉、京都、惜敗した大阪、神

奈川などで議席増に挑戦」との目標を掲げた。

共産党が、令和3年10月の第49回衆議院議員総選挙の際に、立憲民主党と合意した「限定的な閣外からの協力」については、今回の参院選では事実上の棚上げとなったほか、同選挙では、共産党と立憲民主党との間で「勝利する可能性の高い選挙区を優先して候補者調整を行う」との方針が確認され、全ての1人区での候補者の一本化には至らなかった。

共産党は、同選挙に選挙区33人、比例代表25人の計58人の公認候補者を擁立したが、選挙区で1議席（東京都）、比例代表で3議席と、改選前6議席から2議席減の4議席の獲得にとどまった。また、速報結果で、比例代表の得票数も361万8,342票（前回比86万5,069票減）、得票率も6.82%（前回比2.13ポイント減）と減少した。

共産党は、同選挙の結果について、「（選挙区選挙で）宝の議席を守り抜いたことは、大きな喜び」、「（比例代表選挙で）改選5議席から3議席への後退という、たいへんに残念な結果」と評価するとともに、野党共闘については、「今回の参議院選挙における野党の選挙協力は、きわめて限定なものとなり、従来の到達点からも大幅に後退」したとの認識を示した。

共産党は、今後の野党共闘について、「自公政治を終わらせ、日本の政治を変える道は野党共闘しかありません」と、野党共闘を継続する方針を示していることから、今後も各種選挙での野党共闘に注力するものとみられる。

(3) 全国労働組合総連合の動向

全国労働組合総連合（全労連）は、令和4年5月、都内・代々木公園において、「国民のいのちと健康確保へ、コロナ対策予算の拡充を」、「岸田改憲・大軍拡政権反対」などのスローガンを掲げ、「第93回中央メーデー」を開催した。同メーデーは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、令和2年以降、インターネットで配信する方法により行われていたが、3年ぶりに現地に2,900人（主催者発表）を集めて開催された。来賓として出席した共産党の志位委員長は、第26回参議院議員通常選挙を控え、「「平和」でも「暮らし」でも国民みんなが希望を持てる新しい日本をつくる選挙にしていくために、みんなで力をあわせましょう」などと挨拶を行った。

また、同年7月27日から同月29日にかけて、都内で「第31回定期大会」を

開催し、来賓として出席した共産党の小池晃書記局長は、「憲法9条改悪を阻止し、自民党政治を終わりにするために力を合わせて頑張ろう」などと挨拶を行った。

全労連は、今後も、国が進める労働政策に反対する運動のほか、憲法改正に反対するなどの運動に取り組むものとみられる。

5 大衆運動

大衆団体等は、令和4年中も、沖縄米軍基地問題や原子力政策等の様々な社会情勢を捉えて反対運動を展開した。

(1) 沖縄県内における反基地運動

沖縄県内では、普天間飛行場の名護市辺野古移設をめぐり、大衆団体等が、「子ども達の未来に基地は要らない」、「民意は示された！辺野古新基地は造らせない」などと訴え、移設先である名護市のキャンプ・シュワブ周辺に加え、移設工事の関係先である同市の^{あわ}安和^{くにがみ}棧橋^{もとが}周辺及び^{もとが}国頭郡本部町の本部港(塩川地区)において抗議行動に取り組み、道路や港湾敷地内での座込み、立ち塞がり等、工事関係車両の通行に対する妨害活動を繰り返した。

また、沖縄が日本へ復帰して50年の節目となった令和4年5月15日には、那覇市内に約1,000人(主催者発表)を集め、「5.15平和とくらしを守る県民大会」を開催し、「基地のない沖縄、平和な日本、戦争のない世界をつくるために力を尽くすことを誓う」との大会宣言を採択した。

沖縄県警察では、違法行為に対しては、法と証拠に基づき厳正に対処し、令和4年中、同県内のこうした反基地運動に伴い、公務執行妨害罪等で合計4件2人を検挙した。

大衆団体等は、今後も、普天間飛行場の名護市辺野古移設等を捉え、反基地運動に活発に取り組むものとみられる。

(2) 原子力政策をめぐり反対運動

大衆団体等は、反原発を主張し、令和4年4月、都内・亀戸中央公園に2,300人(主催者発表)を集め、「さようなら原発首都圏集会」を開催したほか、同年5月、大阪府・^{うつほ}靱公園に約2,100人(主催者発表)を集め、「老朽原発このまま廃炉！大集会inおおさか」を開催した。

平成24年から毎週金曜日に首相官邸前で取り組まれていた抗議行動は、令和3年6月から主催団体が変わったが、令和4年中も毎月1回取り組まれた。

また、東京電力福島第一原子力発電所の処理水について、令和4年7月、原子力規制委員会が海洋放出することを正式に認可したことに対して、大衆団体等が抗議行動に取り組んだ。

大衆団体等は、今後も、原子力発電所の新增設や再稼働、福島第一原子力発電所の処理水の海洋放出等様々な事象を捉え、反原発運動に取り組むものとみられる。

(3) 憲法改正等をめぐる反対運動

大衆団体等は、憲法改正反対等を主張し、令和4年5月、都内・東京臨海広域防災公園に1万5,000人（主催者発表）を集め、「改憲発議許さない！ 守ろう平和といのちとくらし2022憲法大集会」に取り組んだ。さらに、同年9月、国葬儀への反対を主張し、国会議事堂前に約1万5,000人（主催者発表）を集め、抗議行動に取り組んだ。

また、同年11月、国会議事堂前に4,200人（主催者発表）を集め、「武力で平和はつぐれない つなごう憲法をいかす未来へ 11・3憲法大行動」に取り組んだ。

大衆団体等は、今後も、憲法改正に反対する運動をはじめ、国内外の諸情勢を捉えた運動に取り組むものとみられる。

(4) 国際会議等を捉えて環境保護等を主張する運動

国外の国際会議等を捉えて環境保護等を主張する勢力は、令和4年（2022年）6月、ドイツで開催されたG7エルマウ・サミットに対し、環境保護や反貧困、新型コロナウイルス対策といった様々なテーマを掲げて抗議行動に取り組んだ。抗議行動は、ミュンヘンで4,000人規模のデモ行進が行われ、十数人が警察官への暴行等で逮捕されたほか、サミット会場近くでは、約50人が抗議行動に取り組み、うち数人が道路上に座り込んだとして逮捕された。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降は、インターネット上において、国際会議等の開催を捉えたアピール行動等に取り組んでおり、国内の国際会議等を捉えて環境保護等を主張する勢力も、国外の同勢力が経済の

グローバル化等の諸問題を捉えて開催した会議にオンラインで参加するなど、国際的な連携の維持・強化を図った。

国際会議等を捉えて環境保護等を主張する勢力は、G7広島サミットをはじめとする国際会議等の開催に際し、諸問題を捉えた抗議行動に取り組むものとみられる。

(5) 我が国の捕鯨をめぐる反対運動

環境保護団体シー・シェパード（Sea Shepherd）の関係者は、令和4年2月、日本の商業捕鯨について言及した上で、「捕鯨が完全に廃止されることを見届ける」などと表明し、今後も日本の捕鯨に対する反対運動を推進する方針を示した。

また、和歌山県太地町^{たいじ}のイルカ漁をめぐることは、令和3年に引き続き、シー・シェパードが現地に活動家を派遣する動向はなかったものの、令和4年9月、太地町におけるイルカ漁解禁にあわせて、反捕鯨活動家等が世界数か国において在外日本公館等への抗議行動を行う反イルカ漁キャンペーン「ジャパン・ドルフィンズ・デー」に取り組み、国内では、動物権利団体の活動家等がこれに連帯して抗議行動等に取り組んだ。

警察では、平成23年以降、和歌山県警察において「太地町特別警戒本部」を設置し、関係機関と連携した警戒活動を推進するとともに、海上保安庁等との合同警備訓練を実施している。また、出入国在留管理庁等の関係機関と連携して水際対策を推進している。

シー・シェパードをはじめとする環境保護団体は、今後も、我が国の商業捕鯨やイルカ漁を捉えた様々な抗議行動に取り組むものとみられる。

第2 外事情勢

1 中国

(1) 日中関係

ア 日中国交正常化50周年をめぐる動向

令和4年（2022年）8月17日、秋葉剛男国家安全保障局長は、中国の外交を統括する楊潔篪共産党政治局委員と中国天津市において、約7時間にわたって会談し、「建設的かつ安定的な関係」の構築に向けて対話を

継続していくことで一致した。

同年9月5日、中国外交部傘下の団体と中国メディアは、中国・北京において、日中国交正常化50周年のイベントを開催した。中国外交部の呉江浩外務次官補は、「向かい合って歩み寄れば、中日関係をより良い方向に進められる」と述べ、中国共産党第20回全国代表大会前に日中関係の安定を優先させたいとの考えをにじませた。

同月12日、東京都内で開催された日中国交正常化50周年を記念したシンポジウムにおいて、孔鉉佑駐日中国大使は、過去50年を振り返って「双方の各分野の交流・協力は量と質で大きな飛躍を遂げた」と評価しつつも、日中関係の現状については、「新たな矛盾の多発期に入りつつある」などと指摘した。中国の王毅国務委員兼外相もビデオメッセージを寄せ、「協力を深め、高い水準のウィンウィン（共存共栄）を実現すべきだ。地域と世界の平和、発展により大きな貢献をしていこう」と述べた。他方で、王氏は歴史認識や台湾問題にも言及し、「中日関係の根本に関わる重大な原則的問題は、少しも曖昧にしてはならない」と述べ、「一つの中国」の原則を堅持するよう日本側をけん制した。

同月29日、日本の田中角栄首相（当時）と中国の周恩来首相（当時）が中国・北京で日中共同声明に署名し、両国が「恒常的な平和友好関係を確立する」ことで一致した日中国交正常化から50年の節目を迎えた。岸田首相と中国の習近平国家主席は祝電を交換し、岸田首相は、「50年前に両国の国交正常化を成し遂げた原点を思い直し、共に日中関係の新たな未来を切り開いていくことが重要」と訴えた。習近平国家主席は、「私は中日関係の発展を非常に重要視しており、首相と共に、双方が国交正常化50周年を契機に、時代の潮流に従い、新しい時代の要求にふさわしい中日関係を構築するようけん引していきたい」とメッセージを送り、双方が新時代の日中関係構築を確認した。

イ 我が国周辺海空域における中国の動向

(ア) 尖閣諸島をめぐる中国の動向

平成24年（2012年）9月に日本政府が尖閣諸島のうち魚釣島、北小島及び南小島の3島について所有権を取得して以降、尖閣諸島周辺海

域での中国海警局に所属する船舶等の出現が常態化するとともに、これらの船舶が我が国の領海に侵入する事案が度々発生している。令和4年7月には、これらの船舶が尖閣諸島周辺海域で日本漁船に断続的に接近しながら64時間以上にわたり領海侵入を続け、連続した領海侵入時間は過去最長を記録した。

同月、林外相が、中国海警局に所属する船舶による尖閣諸島周辺の領海への侵入や日本漁船への接近について外交ルートで抗議したことを明らかにしたが、これに対し、中国外交部の趙立堅^{ちやうりっけん}報道官が、尖閣諸島は、「中国固有の領土、漁船への接近については現場の法執行だ」と述べるなど、中国は、尖閣諸島が「中国固有の領土」であるとの主張を続けている。さらに、令和4年11月には、砲らしきもの（一部報道では「76ミリ砲」と指摘）を搭載した中国海警局の船舶が、尖閣諸島周辺の領海に侵入した。

このように中国は、尖閣諸島周辺海域にこれらの船舶を継続的に派遣し、我が国の領海への侵入等を繰り返すことで、既成事実化を図っていくものとみられる。

(1) 我が国周辺空域における中国の動向

中国は、尖閣諸島周辺海域に限らず、我が国周辺空域でも活動を活性化させている。

令和3年度の航空自衛隊機による緊急発進回数は1,004回で、平成28年度に次いで過去2番目に多い回数となった。このうち、中国軍機に対するものは722回と、前年度と比べ約260回増加した（防衛省発表）。

また、沖縄本島と宮古島の間における中国軍機の通過公表回数は、情報収集機や無人機を含め12回で、前年度の4回から増加した（防衛省発表）。

(2) 中国による対日諸工作等

ア 海外における情報収集活動等

令和3年（2021年）10月、米国司法省は、米国の元軍人が特定の中国人と継続的に接触するなどの関係を有していたにもかかわらず、米国の国家安全保障にかかる身元調査（セキュリティクリアランス）で、虚偽

の申告をしていたとして起訴したと発表した。同人は、軍関係の機密情報を扱う雇用主から得た米国の航空技術関連の資料を中国政府関係者に提供し、報酬を受けていたとされる。

また、中国政府は、世界各地で展開している「キツネ狩り作戦」について、汚職取締りの一環として、海外に逃亡した被疑者の拘束を目指すものであるとしているところ、令和2年（2020年）7月、米国連邦捜査局（FBI）長官は、同作戦の実態について、習近平総書記が脅威とみなす中国国外在住の中国人に対して、親族への接触や脅迫を含む圧力をかけて中国への帰国等を強要するもので、法の支配を破るものであるなどと指摘している。令和4年（2022年）10月、米国司法省は、「キツネ狩り作戦」の一環として、米国在住の中国人を監視し、同人を帰国させるために嫌がらせや脅迫を行ったとして中国人7人を起訴したと発表した。

なお、中国の地方警察の海外拠点が我が国を含む多くの国に設置されていると指摘されており、我が国においても、同年11月、林外相が会見で、中国側に対し外交ルートを通じて「仮に我が国の主権を侵害するような活動が行われているということであれば、断じて認められない」との申入れを行った旨述べた。

イ 我が国における諸工作等

中国は、諸外国において活発に情報収集を行っており、我が国においても、先端技術保有企業、防衛関連企業、研究機関等に技術者、研究者、留学生等を派遣するなどして、巧妙かつ多様な手段で各種情報収集活動を行っているほか、政財官学等の各界関係者に対して積極的に働き掛けるなどの対日諸工作を行っているものとみられる。

警察では、我が国の国益が損なわれることのないよう、引き続きこうした動向に関する情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしている。

2 ロシア

(1) 日露関係

ア ウクライナ侵略をめぐる動向

令和4年(2022年)2月にロシアがウクライナ侵略を開始して以降、我が国では、G7をはじめとする国際社会と連携し、ロシアに対する制裁措置を強化した。

同年3月21日、ロシア外務省は、「ウクライナの状況に関し、明らかに非友好的な性質の一方的な制限措置を導入した」と日本を批判し、日本との北方領土問題を含む平和条約交渉について「現状では継続する意思はない」とする声明を発表した。同月22日、岸田首相は、「今回の事態は、全てロシアによるウクライナ侵略に起因して発生しているものであり、それを日露関係に転嫁しようとするロシアの対応は極めて不当であり、断じて受け入れることができない」と表明した。

同年4月8日、我が国は、ロシア軍の行為によりウクライナにおいて多くの市民が犠牲になっていることなどの状況を踏まえ、総合的に判断した結果、8人の駐日ロシア大使館の外交官及びロシア通商代表部職員に国外退去を求めた。これに対し、同月27日、ロシア外務省は、8人の我が国の在ロシア大使館員の同年5月10日までの国外退去を要求した。

同年9月26日、ロシア外務省は、在ウラジオストク日本国総領事館員が違法な情報収集活動を行ったとして、ペルソナ・ノン・グラータとして同領事館員の退去を要求した。同領事館員は、身動きが取れない状態で連行された上、威圧的な取調べを受けたとされる。我が国は、同年10月4日、このようなロシア側の措置に対する相応の措置として、在札幌ロシア総領事館の領事1人に、ペルソナ・ノン・グラータを通告し、同月10日までの国外退去を求めた。ロシアは、ウクライナを支援する欧米への対決姿勢を強めているところ、我が国の領事への国外退去処分も、こうした強硬姿勢の一環とみられており、今後もロシアが我が国に対する対抗措置やけん制活動を強めていく可能性がある。

イ 北方領土をめぐる動向

令和4年(2022年)3月9日、ロシアでは、北方領土及び千島列島に

進出する企業等に、税金を20年間減免するなどの優遇措置を与える法律がプーチン大統領の署名で成立した。北方領土を事実上の「経済特区」として企業を誘致するものであり、同月10日、松野博一官房長官は、「北方四島における共同経済活動の趣旨と相いれない」と批判した。

同年4月22日、外務省は、令和4年（2022年）版外交青書を公表した。外交青書は、北方領土について「日本固有の領土であるが、現在ロシアに不法占拠されている」と記述し、「日本固有の領土」という表現を11年ぶり、「不法占拠」という表現を19年ぶりに復活させた。同月25日、ロシア極東開発を統括するトルトネフ副首相は、外交青書の記述に反発し、北方領土について独自の開発や投資を更に進め、「ロシアのものにする」と表明した。同年7月7日、トルトネフ副首相は、ロシア・サハリン州で韓国の企業家と面会し、北方領土及び千島列島への投資を促した。

同月31日、ロシア・サンクトペテルブルクにおいて、「ロシア海軍の日」を記念する海上軍事パレードが行われた。プーチン大統領は、同パレードで演説し、海洋安全保障政策の指針となる「海洋ドクトリン」を改訂する大統領令に署名したと述べるとともに、国益にとって戦略的に重要な地域の一つとして北方領土周辺海域を挙げ、「あらゆる手段で防衛する」と表明した。

同年9月3日、ロシア国防省は、ロシア軍が同月1日に開始した大規模軍事演習「ポストーク2022」の一環として、北方領土の国後、択捉両島で「敵」の上陸を阻止する訓練を実施したと発表した。同月5日、松野官房長官は、「極めて遺憾だ」と述べ、強く非難した。

同日、ロシア政府は、日本人と北方領土に住むロシア人との相互訪問を可能にする「四島交流」と元島民の「自由訪問」について、日本側と結んだ合意を一方的に破棄する政令を出したと発表した。日本の対露制裁に対する対抗措置とみられており、同月6日、岸田首相は、「極めて不当であり、断じて受け入れられない」と述べ、外交ルートを通じてロシア政府に強く抗議したことを明らかにした。

(2) ロシアによる対日諸工作等

ロシアの情報機関は、世界各地において依然として活発に活動している。

令和4年(2022年)6月16日、オランダ情報当局は、同国ハーグに本部を置く国際刑事裁判所(ICC)に、ロシアの情報機関で働く男が別人になりすまして侵入しようとしたと発表した。オランダ当局によると、男はロシア軍参謀本部情報総局(GRU)に所属する情報機関員で、ブラジル人の個人情報を使い、同年4月にインターンシップを装ってICCで勤務しようとしてオランダに渡航したが、入国を拒否され、ブラジルに強制送還された。男は、数年前から「ブラジル人」として、スパイ活動をしていたとみられている。

これまで我が国においても、ロシアの情報機関員が、大使館員等の身分で入国し、情報収集活動を活発に行っており、警察では、平成3年(1991年)のソ連崩壊以降、これまでに11件の違法行為を摘発している。近年では、令和3年6月、元技術文献調査会社経営者である日本人男性が、ロシアの情報機関員とみられる在日ロシア通商代表部員(当時)からの依頼に応じて、本人限りの利用が認められている民間データベースサービスを不正に利用して技術文献を入手し、同部員に提供していたとして、神奈川県警察が両人を電子計算機使用詐欺罪で検挙した。

こうした中、プーチン大統領は、令和4年(2022年)6月30日、ロシア対外情報庁(SVR)本部において、非合法情報部門100年を記念するスピーチを行い、ウクライナ侵略に伴う欧米の制裁強化を踏まえ、SVRに対し「産業・技術分野の発展と防衛力の強化を支援することが優先すべき任務だ」と述べ、外国での情報収集を活発化するよう指示した。

ロシアは、今後も、我が国において、大使館員、経済代表団員等を装った情報機関員による各種情報収集活動を行うなどし、先端技術の移転工作等を展開していくものとみられる。警察では、我が国の国益が損なわれることのないよう、こうした動向に関する情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしている。

3 北朝鮮

(1) 朝鮮総聯

ア 金日成主席生誕110年等をめぐる動向

朝鮮総聯^{れん}は、令和4年4月14日、太陽節（故金日成主席の誕生日である4月15日）110年の節目を迎え、「金日成主席生誕110周年慶祝在日本朝鮮人中央大会」を開催した。令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、大規模な集会開催を控えていたものとみられるが、朝鮮総聯は、同大会のほか、芸術公演や花籠進呈等の慶祝行事を行い、祝賀ムードを醸成した。

許宗萬^{ホ ジョンマン}朝鮮総聯中央議長は、同大会の報告で、慶祝の辞を述べるとともに、「金正恩党総書記の指導に従って主席の貴い愛国遺産である総聯の威容を全世界により強くとどろかし、在日朝鮮人運動を全面的発展に飛躍させる」と金正恩党総書記への忠誠を誓った。

イ 第25回全体大会を開催

朝鮮総聯は、令和4年5月28日及び29日の2日間、4年に1度開催される第25回全体大会を開催した。全体大会では、中央常任委員会が改選され、許宗萬議長、朴久好^{パククホ}第一副議長等の留任が決定した。金正恩党総書記は、大会参加者宛てに書簡を送付し、「祖国の自主的統一と社会主義建設の全面的発展に特色ある寄与をする」ことを課題として明示した。

これに対し、朴久好第一副議長は、同大会における報告で、「第25期活動の総体的方向として、金正恩党総書記の思想と指導を忠誠で高く奉じて総聯の組織思想的威力を決定的に強化し、隆盛繁栄する祖国と共に在日朝鮮人運動の全面的発展期、総聯隆盛の新時代を確固として切り開く」と言及し、金正恩党総書記の指示に忠実に従うことを強調した。

また、同年2月に北朝鮮の最高人民会議第14期第6回会議で採択された海外同胞権益擁護法について、「在日同胞をはじめとする海外同胞の権益を祖国の法的保護の下で徹底的に保障する格別な措置を講じてくれた」と感謝の意を示し、朝鮮総聯と北朝鮮が極めて密接な関係にあることが改めて確認された。

ウ 抗議・けん制等の動向

朝鮮総聯は、朝鮮学校が高校授業料無償化制度の適用対象から除外されていることなどを捉え、毎週金曜日、文部科学省庁舎前において、朝鮮学校関係者や支援者と共に、「金曜行動」と称する抗議行動を実施して

いる。

エ 今後の見通し

朴久好第一副議長は、第25回全体大会で、「日本の反動層は総聯に対する不当な制裁と弾圧騒動、民族教育に対する差別と在日同胞に対する人権侵害を更に悪らつに敢行し、反共和国、反総聯、反朝鮮人の殺伐とした雰囲気醸成した」と現状を指摘しており、朝鮮学校への高校無償化制度の適用等を求め、引き続き、支援者らと街頭宣伝や抗議行動を行うとともに、関係省庁への要請行動を行うものとみられる。また、朴久好第一副議長は、第25回全体大会において、「祖国の国際的威信を高め、愛族愛国運動の有利な環境を作るための対外活動を能動的に行う」とも言及しており、朝鮮総聯は、国会議員や地方議員への働き掛けを強め、北朝鮮及び朝鮮総聯の活動に対する理解を得るとともに、支援等を行うよう働き掛けていくものとみられる。

(2) 対北朝鮮措置に係る違法行為の検挙

我が国は、北朝鮮による拉致、核・ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するため、国際社会との緊密な連携の下、関連する国連安全保障理事会決議を完全に履行するとの観点からも、我が国としての対北朝鮮措置を講じている。

日本政府は、令和3年4月6日、対北朝鮮措置（全ての北朝鮮籍船舶、北朝鮮に寄港した全ての船舶及び国連安全保障理事会の決定等に基づいて制裁措置の対象とされた船舶の入港禁止措置並びに北朝鮮との間の輸出入禁止措置）の2年間延長（令和5年4月13日まで）を決定した。

警察では、こうした対北朝鮮措置の実効性を確保するため、引き続き、関係機関との緊密な連携を図り、同措置に係る違法行為に対し、徹底した取締りを推進していくこととしている。

4 北朝鮮による拉致容疑事案等

(1) 拉致容疑事案等に関する現在の取組

警察では、日本人が被害者である拉致容疑事案12件（被害者17人）及び朝鮮籍の姉弟が日本国内から拉致された事案1件（被害者2人）の合計13

件（被害者19人）を北朝鮮による拉致容疑事案と判断するとともに、拉致に関与したとして、北朝鮮工作員等11人について逮捕状の発付を得て国際手配を行っている。

また、拉致容疑事案以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案（注）について、関係機関との連携を図りつつ、全国警察において徹底した捜査・調査を進めており、同事案の真相を解明するために警察庁警備局外事情報部外事課に設置されている特別指導班が、都道府県警察の巡回・招致をして、捜査・調査を担当する職員への具体的な指導、同事案の実地調査、都道府県警察間の協力体制の構築等を行っている。

さらに、将来、北朝鮮から拉致被害者に関連する資料が出てきた場合に、本人確認に役立ち得るなどの観点から、御家族の意向等を勘案しつつ、積極的にDNA型鑑定資料の採取を実施してきているほか、広く国民から情報提供を求めるため、御家族の同意を得られたものについては、事案の概要等を各都道府県警察及び警察庁のウェブサイトに掲載している。

（注） 警察が把握している北朝鮮による拉致の可能性を排除できない方は、令和4年11月末現在、871人

(2) 拉致容疑事案等をめぐる動向

我が国では、拉致問題の解決は最重要課題であるとして、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現するため、政府一体となって取り組んでいる。また、拉致問題の解決には、その重要性について各国の支持と協力を得ることが不可欠であるため、各種国際会議をはじめ、あらゆる外交上の機会を捉え、拉致問題を提起している。

令和4年5月、都内で行われた日米首脳会談においては、岸田首相から、拉致問題の即時解決に向けた全面的な理解と協力を求め、バイデン大統領から一層の支持を得た。また、同年6月、ドイツ・エルマウにて開催されたG7エルマウ・サミットにおいても、岸田首相から、拉致問題の即時解決に向け、引き続きG7各国の全面的な理解と協力を要請し、G7各国から支持を得ている。

(3) 今後の取組

北朝鮮による拉致容疑事案は、我が国の主権を侵害し、国民の生命・身

体に危険を及ぼす治安上極めて重大な問題である。

警察では、被害者や御家族のお気持ちを十分に受け止め、全ての拉致容疑事案等の全容解明に向けて、関係機関と緊密に連携を図りつつ、関連情報の収集、捜査・調査に全力を挙げることとしている。

5 経済安全保障に関する取組

近年、安全保障の裾野が経済・技術分野に急速に拡大しつつあるとの認識が広がり、経済安全保障に関して政府一体となった取組が求められる中、法制上の措置を講ずべき分野について法制度の整備を行うため、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）が、令和4年5月、第208回国会で成立した。

我が国には、先端技術に関する情報や最先端の高性能製品が数多く存在しており、これらの技術情報等の中には、軍事用途に転用可能なものも含まれている。こうした技術情報等が国外に流出した場合、企業や研究機関の国際競争力が低下するだけでなく、安全保障上重大な影響が生じかねないことから、技術情報等の流出防止対策は、経済安全保障上の重要かつ喫緊の課題である。

警察では、従前から、安全保障貿易管理の実効性を確保するための取組の一環として、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に対する取締りを徹底している。これに加え、経済安全保障の観点からは、広く先端技術に関する情報の流出に対応するため、警察では、産業スパイ事案やサイバー事案の実態解明・取締りについても強化している。

平成31年2月から同年3月にかけて、大手通信関連会社の従業員が、同社の営業秘密である無線基地局の実証実験に関する情報を不正に領得し、ロシアの情報機関員とみられる在日ロシア通商代表部代表代理に渡したとして、令和2年5月までに、警視庁が両人を不正競争防止法違反（営業秘密の領得）等で検挙している。

また、捜査等を通じて把握した技術情報等の獲得に向けた外国からの働き掛けの手口やそれに対する有効な対策について、技術情報等を扱う企業や研究機関に情報提供する、いわゆるアウトリーチ活動も強化している。

6 不法滞在者対策

(1) 外国人入国者等の動向

令和4年6月末時点の訪日外国人旅行者数は約51万人（日本政府観光局（JNTO）推計値）で、新型コロナウイルス感染症感染拡大による出入国制限が緩和された影響により、前年同期と比較して約41万人の増加となった。

また、同月末時点の在留外国人数（注）は約296万人と、令和3年末時点と比較して約20万人増加した（出入国在留管理庁発表）。

（注） 在留外国人数

中長期在留者と特別永住者を合わせた数である。

(2) 外国人の在留をめぐる問題と対策

令和4年7月1日時点の我が国における不法残留者の数は、5万8,241人であり、同年1月1日時点と比較して8,518人減少した（出入国在留管理庁発表）。国籍別では、多い順に、韓国、タイ、ベトナム、中国となっている。在留資格別では、多い順に「短期滞在」、「技能実習」、「特定活動」、「留学」となっている。不法残留者の多くは、警察や出入国在留管理官署による摘発を逃れるために、偽造証明書を使用して在留資格を偽るなどして、不法に就労しているほか、在留資格に応じた活動でないことを承知の上で、外国人に仕事をあっせんするブローカーや資格外活動許可の範囲を逸脱して働かせる雇用先も存在するなど、不法滞在や不法就労等の手口は悪質化・巧妙化している。

警察が取締りを実施した結果、令和4年6月末時点における来日外国人に係る出入国管理及び難民認定法違反の送致人員は1,332人（暫定値）と、前年同期と比較して367人の減少、同法第65条による入国警備官への引渡し人員は53人（暫定値）と、前年同期と比較して123人の減少となった。

今後も、偽造技術の向上による精巧な各種偽造証明書の流通や、偽装結婚等により正規滞在者を装って滞在する偽装滞在者の増加が懸念されることから、警察では、出入国在留管理官署と連携して不法滞在者の摘発を推進するとともに、不法滞在や不法就労等の手段である旅券・在留カード等の偽変造、虚偽申請等に係る犯罪に対する取締りを行っていくこととして

いる。

第3 国際テロ情勢

1 イスラム過激派と我が国に対するテロの脅威

(1) イスラム過激派

I S I L（いわゆるイスラム国）は、平成31年（2019年）3月、イラク及びシリアにおける全ての支配地域を喪失し、令和元年（2019年）10月には、米国の作戦行動により初代指導者バグダーディが殺害された。その数日後には、2代目指導者アブ・イブラヒム・アル・ハシミ・アル・クラシ（アミール・ムハンマド・サイード・アブダル・ラフマン・アル・サルビ）が就任したものの、令和4年（2022年）2月、米国の作戦により、同人も死亡した。

さらに、同年3月に就任が発表された3代目指導者アブ・アル・ハサン・アル・ハシミ・アル・クラシも、同年10月に死亡したとされ、同年11月、I S I Lは、4代目指導者アブ・アル・フセイン・アル・フセイニ・アル・クラシの就任を発表した。

I S I Lは、イラク及びシリアにおける軍事介入に対する報復として、従前から、「対I S I L有志連合」参加国等に対するテロの実行を呼び掛けている。また、イラク及びシリアでI S I Lが支配地域を喪失したことにより、両国における外国人戦闘員及びその家族の多くが同地を離れて、母国又は第三国に渡航してテロを行う危険性が指摘されてきた。一方で、旧支配地域に残留する者の一部は、いまだ拘束されずに活動を継続しており、その脅威は継続している。さらに、戦闘員以外の女性や子供の帰還についても、同人らが過激思想に感化されている可能性を考慮すれば、帰国後にテロ対策上の脅威となることが懸念されている。

アル・カーイダ（以下「AQ」という。）は、近年、各国のテロ対策作戦により、関連組織を含む幹部の殺害等によるグループ指導部の損失に直面している。令和4年（2022年）7月31日には、指導者アイマン・アル・ザワヒリが米国の作戦により殺害された。新指導者の発表は未だ確認されていない一方、中東やアフリカにおいて活動するAQ関連組織は、現地政府・治安機関等を狙ったテロを継続しており、ザワヒリの殺害がこれら関連

組織に及ぼす影響は限定的とみられる。

また、令和4年(2022年)6月には、ノルウェー・オスロにおける銃撃テロ事件が発生するなど、過激思想に影響を受けたとみられる者によるテロ事件が欧米諸国等でも発生したほか、I S I L、A Q及びその関連組織や支持者らは、欧米諸国におけるテロ実行を引き続き呼び掛けており、脅威は継続している。

このほか、アフガニスタンでは、令和3年(2021年)8月末に駐留米軍が撤退を完了した後、タリバーンが全土を掌握したが、タリバーンはA Qとの密接な関係が指摘されているほか、令和4年(2022年)9月には、タリバーンと対立するI S I L - K(注)による在アフガニスタン・ロシア大使館前における自爆テロ事件が発生するなど、不安定な治安情勢が継続しており、同国を拠点としてイスラム過激派組織の活動が活発化することが懸念されている。

(注) Islamic State in Iraq and the Levant-Khorasan(イラクとレバント地方のイスラム国ホラサン)

(2) 我が国を標的とするテロの脅威

平成25年(2013年)1月の在アルジェリア邦人に対するテロ事件、平成31年(2019年)4月のスリランカにおける連続爆破テロ事件等、邦人や我が国の権益がテロの標的となる事案が現実には発生しており、今後も、邦人がテロや誘拐の被害に遭うことが懸念される。

実際に平成27年(2015年)のシリアにおける邦人殺害テロ事件では、I S I Lによって配信された動画において、日本政府がテロの標的として名指しされ、今後も邦人をテロの標的とすることが示唆された。その後も、I S I Lはオンライン機関誌「ダービク」において、我が国や邦人をテロの標的として繰り返し名指しした。

A Qについても、平成24年(2012年)5月に米国が公開したオサマ・ビンラディン殺害時の押収資料によれば、「韓国のような非イスラム国の米国権益に対する攻撃に力を注ぐべき」と同人が指摘していたことが明らかとなっているほか、米国で拘束中のA Q幹部ハリド・シェイク・モハメドの供述によれば、我が国に所在する米国大使館を破壊する計画等に関与した

ことなども明らかになっている。こうした資料や供述は、米軍基地等の米国権益が多数存在する我が国に対するイスラム過激派によるテロの脅威の一端を明らかにしたものと見える。

また、欧米では、非イスラム諸国で生まれ又は育った者が、I S I L や A Q 等によるインターネット上のプロパガンダに影響されて過激化し、自らが居住する国やイスラム過激派が標的とする国の権益を狙ってテロを実行する事件が数多く発生している。

我が国においても、I S I L 関係者と連絡を取っていると称する者や、インターネット上でI S I L への支持を表明する者が国内に存在しており、I S I L や A Q 関連組織等の過激思想に影響を受けた者によるテロが日本国内で発生する可能性も否定できない。過去には、殺人、爆弾テロ未遂等の罪で国際刑事警察機構（I C P O）を通じ国際手配されていた者が、不法に我が国への入出国を繰り返していたことも判明しており、過激思想を介して緩やかにつながるイスラム過激派組織のネットワークが我が国にも及んでいることを示している。

これらの事情に鑑みれば、我が国に対するテロの脅威は継続しているといえる。

2 日本赤軍及び「よど号」グループ

(1) 日本赤軍

日本赤軍は、平成13年4月、最高幹部・重信房子が日本赤軍の「解散」を宣言し、後に組織も「解散」を表明した。しかし、いまだに、過去に引き起こした数々のテロ事件を称賛していること、坂東國男をはじめ7人の構成員が依然として逃亡中であることなどから、「解散」はテロ組織としての本質の隠蔽を狙った形だけのものに過ぎず、テロ組織としての危険性がなくなったとみることはできない。

警察では、国内外の関係機関と連携を強化し、逃亡中の構成員の検挙及び組織の活動実態の解明に向けた取組を推進している。

(2) 「よど号」グループ

昭和45年（1970年）3月31日、故田宮高^{たかまる}磨ら9人が、東京発福岡行き日本航空351便、通称「よど号」をハイジャックし、北朝鮮に入境した。現在、ハイジャックに関与した被疑者5人及びその妻3人が北朝鮮にとどまっているとみられており（岡本武及びその妻は死亡したとされているが、真偽は確認できていない。）、このうち3人に対し、日本人を拉致した容疑で逮捕状が発せられている。

平成24年11月の日朝政府間協議では、「よど号」ハイジャック事件等の諸問題が取り上げられたほか、平成26年11月には北朝鮮の特別調査委員会（平成28年2月に北朝鮮が解体を表明）が「よど号」グループから事情聴取しているが、「よど号」グループの引渡しに向けた具体的な動きはみられていない。

「よど号」グループは、マスコミ報道等を通じて、ハイジャック事件の非は認めているが、拉致容疑事案への関与は否定しており、我が国政府に対し、拉致容疑事案の被疑者としての引渡要求を撤回するとともに、帰国に向けた協議に応じるよう求めている。

警察では、「よど号」犯人らを国際手配し、外務省を通じて北朝鮮に対して身柄の引渡要求を行うとともに、「よど号」グループの活動実態の全容解明に努めている。

3 国際テロ対策等

テロは、その発生を許せば多くの犠牲を生む。そのため、テロ対策の要諦はその未然防止にある。

一方、万が一テロが発生した場合には、被害を最小限に食い止め、犯人を制圧・検挙することが必要である。警察では、未然防止及び発生時の対処の両面からテロ対策を推進している。

警察庁は、平成27年6月、我が国におけるテロの未然防止及びテロへの対処体制の強化のため、警察が重点的に取り組むべき事項を「警察庁国際テロ対策強化要綱」として取りまとめ、決定・公表した。警察では、同要綱に基づき、情報収集・分析、出入国在留管理庁及び税関との協力の下での顔画像情報や指紋情報等を活用した水際対策、警戒警備、違法行為取締りと事態対処、官民連

携といったテロ対策を推進するとともに、平成27年（2015年）11月に発生したフランス・パリにおける同時多発テロ事件を受け、爆発物の原料となり得る化学物質等への対策、不特定多数の者が集まる施設等への対策等、各種テロ対策を強化・加速化してきた。

さらに、平成29年（2017年）には、同年5月の英国・マンチェスターのコンサートホールにおける自爆テロ事件、同年8月のスペイン・バルセロナ等における車両等使用テロ事件をはじめ、世界各地でテロが相次いで発生したことから、警察では、テロ関連情報の収集のほか、不特定多数の者が集まる施設等について、制服を着用した警察官による巡回の実施や、パトカーの活用等により「見せる警戒」を実施するとともに、施設管理者に対して職員や警備員による巡回強化により自主警備を強化するよう働き掛けるなどして、テロへの警戒を強化している。

こうした中、令和5年にG7広島サミットが我が国において開催される予定である。ISILが標的とする各国の要人が来日すること、我が国にはAQが標的とする米国権益が多数存在することなどを踏まえ、広島サミットに向けて計画的に対策を推進し、国際テロの未然防止に万全を期す必要がある。

(1) 情報の収集・分析と捜査の徹底等

テロを未然に防止するためには、幅広い情報の収集及び的確な分析が不可欠である。テロは極めて秘匿性の高い行為であり、関連情報のほとんどは断片的なものであることから、情報の蓄積と総合的な分析が求められる。警察では、警察庁警備局外事情報部を中心に各国治安情報機関等との連携を一層緊密化している。

また、インターネット上の情報収集・分析の重要性がこれまで以上に増しているところ、インターネット上に公開されたテロ等関連情報の収集・分析を強化するために、平成28年4月、警察庁警備局に「インターネット・オシントセンター」を設置した。こうした活動を通じてテロ関連情報の収集・分析を強化するとともに、その総合的な分析結果を重要施設の警戒警備等の諸対策に活用している。情報の収集・分析の結果、テロの実行に向けた動向を把握した場合には、法と証拠に基づき厳正に対処することとしている。さらに、警察では、邦人や我が国の権益に係る重大テロが国

外で発生した場合には、情報収集や現地治安機関に対する捜査支援等のため、職員を現地に派遣することとしている。

(2) 水際対策の強化

テロリスト等の入国を防ぐためには、国際空港・港湾において出入国審査、輸出入貨物の検査等の水際対策を的確に推進することが重要である。そのため、政府は、内閣官房に關係省庁の課長級で構成される「空港・港湾水際危機管理チーム」を設置し、關係機関が行う水際対策の調整を図っている。国際空港・港湾には、空港・港湾危機管理（担当）官（注1）が置かれ、關係機関との連携の下、具体的な事案を想定した訓練の実施や施設警備の改善等により水際対策に成果を上げている。また、テロリスト等の入国を阻止するため、事前旅客情報システム（A P I S（注2））、外国人個人識別情報認証システム（B I C S（注3））、乗客予約記録（P N R（注4））が運用されているところ、警察では、これらの運用に資する情報を提供するなど、關係省庁と連携して水際対策の強化を図っている。

（注1） 空港・港湾危機管理（担当）官

水際危機管理に関する専門的事項の調査、企画及び立案に参画し、關係事務に關し必要な調整を行う者であり、全ての国際空港及び一部の国際港湾の危機管理（担当）官には都道府県警察の警察官が充てられている。

（注2） A P I S : Advance Passenger Information Systemの略

航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と關係機関が保有する要注意人物等に係る情報を入国前に照合するシステム

（注3） B I C S : Biometrics Immigration Identification & Clearance Systemの略

来日する外国人に入国審査の際に提供させた個人識別情報と關係省庁が保有する要注意人物等に係る情報を照合するシステム

（注4） P N R : Passenger Name Recordの略

航空券を利用して出入国する旅客の予約情報

(3) 爆発物の原料となり得る化学物質を販売・管理する事業者等に対する管理者対策

爆発物の原料となり得る化学物質は、薬局、ホームセンター、インターネット通信販売等で容易に入手が可能な状況にあり、我が国においても、市販の化学物質などから爆発物を製造する事件や化学物質を保管管理している学校からの窃取事案が発生している。

このため、警察では、厚生労働省、経済産業省、農林水産省及び文部科学省に対し、化学物質11品目の適正な管理について、関係団体、学校等に対する周知・指導を要請している。また、爆発物の原料となり得る化学物質を販売する事業者に対して継続的に個別訪問を行い、販売時における本人確認の徹底、盗難防止等の保管管理の強化、不審情報の通報等を要請しているほか、実際に接客に当たる従業員に対し、不審購入者の来店や電話による問合せがあった場合を想定した体験型の訓練（ロールプレイング型訓練）を行っている。あわせて、学校等に対しても、化学物質の適切な保管管理等を要請している。

さらに、ウェブサイト上で爆発物の製造方法に関する情報を入手したり、インターネット通信販売で原料を入手したりすることにより爆発物を製造する事案が発生していることを踏まえ、爆発物の製造方法等に関する有害情報の発見及びプロバイダ等に対する削除要請を推進している。

このほか、諸外国において産業用爆薬を使用したテロ事件が発生している事態を踏まえて、火薬類そのものの流出を防止するため、火薬類取扱事業者との連携を強化している。

警察では、販売事業者等から得られた不審情報を集約・分析するなどして爆発物を用いたテロの未然防止を図っている。

また、安倍元総理に対する銃撃事案を受けた警護の検証・見直しの結果取りまとめられた「令和4年7月8日に奈良市内において実施された安倍晋三元内閣総理大臣に係る警護についての検証及び警護の見直しに関する報告書」において、爆発物原料を容易に入手できないようにするための対策について、関係省庁・関係機関との連携を図りつつ、推進することとされた。

これを受け、警察では、厚生労働省、経済産業省、農林水産省に対し、化学物質11品目を販売する事業者等が執るべき措置について、関係団体等に対する周知・指導を改めて要請したほか、不審点を把握するための事業者向けマニュアルを整備するなど、爆発物の原料等を入手できないようにするための取組を推進している。

(4) 重要施設の警戒

警察では、原子力関連施設や首相官邸等の我が国の重要施設、鉄道等の公

公共交通機関等の警戒警備を徹底している。特に、原子力関連施設では、銃器等使用事案、爆発物使用事案、NBCテロ事案等への対処を行うため、自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃、耐爆・耐弾仕様の車両、爆発物処理用具、防護服、小型無人機対処資機材等を装備した原発特別警備部隊が、24時間体制で警備に当たっている。

また、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、原子力規制委員会等と連携して、警察庁職員による原子力関連施設に対する立入検査等を積極的に実施し、事業者による防護体制の強化を促進している。

(5) 小型無人機対策

警察では、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等を適切に運用するなど、小型無人機を悪用したテロ等の未然防止に努めている。具体的には、重要施設等の周辺において警戒を実施することにより不審者の発見に努めたり、操縦者が利用するおそれのあるビルの屋上や敷地等の管理者に対して、出入口の施錠の徹底を働き掛けたりするなどの対策を進めている。また、飛行している小型無人機を早期に発見するため、小型無人機の位置を特定する検知器等も活用しつつ上空に対する警戒を行っているほか、違法に飛行している小型無人機を発見した場合には、ジャミング装置（注1）、迎撃ドローン（注2）、ネット発射装置等の資機材を用いるなどして、小型無人機による危害を防止することとしている。

小型無人機の更なる普及や性能の向上を見据え、警察では、必要な資機材の整備、各種訓練の実施等により、小型無人機を悪用したテロ等への対処能力を向上させることとしている。

（注1） 電波を照射することで小型無人機の飛行を妨害する資機材

（注2） 機体に装着したネットを用いて違法に飛行する小型無人機を捕獲し、周囲の安全が確保できる場所まで運搬する小型無人機

(6) NBCテロ対策

NBCテロ事案が発生した場合に迅速・的確に対処するため、9都道府県警察（北海道、宮城、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、広島及び福岡）の機動隊等に、高度な装備資機材を配備したNBCテロ対応専門部隊を設置している（総勢約200人体制）ほか、その他の府県警察の機動隊等には、必

要な装備資機材を配備したNBCテロ対策部隊を設置している。これらの部隊は、装備資機材の充実強化、実戦的訓練の実施等により対処能力の向上に努めている。

また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、厚生労働省と緊密に連携して、特定病原体等所持者等の事務所等に対して警察庁職員による立入検査等を実施し、防護体制や防犯体制の強化を事業者に要請している。

このほか、放射性同位元素等の規制に関する法律に基づき、原子力規制委員会と緊密に連携して、危険性の高い放射性同位元素を取り扱う事業者の事務所等に対して都道府県警察職員による立入検査等を実施し、事業者による防護体制の強化を促進している。

(7) 特殊部隊・銃器対策部隊の充実強化

警察では、ハイジャック、重要施設占拠等の重大テロ事件等において事態の鎮圧、被疑者の検挙等を行うため、自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃、特殊閃光弾、ヘリコプター等の装備資機材や機動力を備えた特殊部隊（SAT：Special Assault Team）を8都道府県警察（北海道、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、福岡及び沖縄）に設置している（総勢約300人体制）。

また、全国の機動隊に編成されている銃器対策部隊についても、人的体制及び装備資機材の充実強化、実戦的訓練の実施等により対処能力の向上に努めている。

(8) スカイ・マーシャルの運用

警察では、平成16年12月の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定を踏まえ、ハイジャック対策を強化するため、警察官が航空機に警乗するスカイ・マーシャルを運用している。国土交通省等の関係省庁や航空会社と緊密に連携し、的確な運用を図るとともに、諸外国との情報交換等を通じて対処能力の向上に努め、航空保安を強化している。

(9) 国境離島警備体制の強化

警察では、国境離島への不法上陸事案等への対処能力の強化のため、令和2年4月、沖縄県警察及び福岡県警察に警察官を増員し、特に沖縄県警察に

は、自動小銃やヘリコプター等の装備資機材を備えた専門の対処部隊（国境離島警備隊）を設置した。訓練の実施、装備資機材の整備、関係機関との緊密な連携の確保等を通じ、対処能力の一層の強化に努めている。

(10) 防衛省・自衛隊との連携

警察では、防衛省・自衛隊との間で、平素から緊密な情報交換を行うとともに、重大テロ事案等が発生した場合に備え、対処体制の強化を図っている。

具体的には、武装工作員等による不法行為に対処できるよう、防衛庁（当時）・自衛隊との間で、平成12年以降、「治安出動の際における治安の維持に関する協定」等を締結し、これに基づき、都道府県警察において自衛隊との共同訓練を実施しており、令和3年中には図上訓練を3回、実動訓練を11回実施した。

また、平成24年6月、四国電力伊方原発の敷地を利用した共同実動訓練を実施して以降、各原発においても同様の訓練を実施している。

(11) 武力攻撃事態等への対処

警察は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態並びに緊急対処事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）に基づき、国家公安委員会・警察庁国民保護計画に定める国民の保護のための措置を実施することとされている。

警察は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態並びに緊急対処事態において、国民の保護のための措置を迅速かつ的確に実施できるよう、国民保護法に基づいて行われる、内閣官房及び各都道府県等が主催する国民保護訓練に積極的に参加し、住民避難、被災情報の収集・提供、被災者の捜索・救出等の訓練を実施している。

警察では、こうした訓練のほか、都道府県及び市区町村の国民保護計画や市区町村における避難実施要領の作成・変更作業への参画を通じて関係機関との連携強化に努めるとともに、事態発生時における住民避難の要領等を習熟するよう努めている。

(12) 国際協力の推進

国際テロ対策を推進するためには、世界各国との連携・協力が必要不可欠である。令和4年（2022年）11月にはG7内務・安全担当大臣会合がド

イツで開催されるなど、サミットや国連等の場において、政府首脳間、治安担当大臣間、警察・治安情報機関間等で諸対策に関する活発な議論がなされている。警察庁も、G7ローマ/リヨン・グループ会合をはじめとする各種国際会議に出席し、国際テロ対策に関する議論に参加するとともに、国際テロ対策に関する二国間協力及び多国間協力を推進するため、「二国間テロ対策協議」及び「地域テロ対策協議」を主催して、協力関係の構築、情報交換、関連施設の視察等を行っている。また、独立行政法人国際協力機構（JICA）と「国際テロ対策セミナー」を共催し、アジア、中東、アフリカ等から警察・治安情報機関担当者を招へいして、国際テロ対策に関するノウハウを提供している。

なお、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大で、令和2年（2020年）以降、多くの各種国際会議等が延期、中止又はリモート開催されることとなったが、令和4年（2022年）中は徐々にこれら会議が再開している。テロ関連情報の収集・分析能力の強化及び各国治安情報機関との関係強化の観点から、こうした国際協力は極めて重要であり、今後とも積極的に推進していくこととしている。

このほか、我が国は、国際連合安全保障理事会決議第1267号等が求めている国際テロリストの財産の凍結等にも取り組んでおり、平成27年10月には、従来、外為法では規制されていなかった国際テロリストに係る国内取引を規制する、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（以下「国際テロリスト財産凍結法」という。）を施行した。我が国では、国際テロリスト財産凍結法及び外為法に基づき、397個人119団体の国際テロリストを財産の凍結等の措置をとるべき国際テロリストとして公告している。

また、令和3年6月のFATF（金融活動作業部会）（注1）全体会で採択された第4次対日相互審査結果報告書において、大量破壊兵器関連計画等関係者（注2）に係る国内取引を規制することが求められた。このような中で、令和4年10月、第210回国会に、国際テロリスト財産凍結法等の一部を改正する法律案が提出された（令和4年12月2日、可決・成立）。今回の国際テロリスト財産凍結法の改正は、大量破壊兵器関連計画等関係者を新た

に財産の凍結等の措置の対象とすることなどを内容としている。

(注1) Financial Action Task Force on Money Launderingの略。マネー・ローンダリング対策、テロ資金供与対策及び拡散金融(大量破壊兵器の拡散に寄与する資金の供与)対策に関する国際協力を推進するため設置されている政府間会合

(注2) 特定の国又は地域による大量破壊兵器等の開発等に関する計画等に関与し、又は当該計画等の支援等を行う者

第4 サイバー空間における警備情勢

1 サイバー攻撃の脅威

インターネットが国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤として定着し、今や、サイバー空間は国民の日常生活の一部となっている。こうした中、重要インフラの基幹システムを機能不全に陥れ、社会の機能を麻痺させるサイバーテロや、情報通信技術を用いた^{ちょう}諜報活動であるサイバーインテリジェンス(サイバーエスピオナージ)といったサイバー攻撃は、国の治安、安全保障及び危機管理にとって現実の脅威となっている。サイバー攻撃には、攻撃の実行者の特定が難しい、攻撃の被害が潜在化する傾向がある、国境を容易に越えて実行可能であるといった特徴があり、我が国において、この脅威に対する対処能力の強化が求められている。

(1) サイバーテロ

情報通信技術が浸透した現代社会において、重要インフラの基幹システムに対する電子的攻撃はインフラ機能の維持やサービスの供給を困難とし、国民の生活や社会経済活動に重大な被害をもたらすおそれがある。海外では、不正プログラムによって金融機関のシステムや原子力関連施設の制御システムの機能不全を引き起こす事案が発生している。

(2) サイバーインテリジェンス

近年、情報を電子データの形で保有することが一般的となっている中、軍事技術への転用も可能な先端技術や、外交交渉における国家戦略等の機密情報の窃取を目的として行われるサイバーインテリジェンスの脅威が、世界各国で問題となっている。また、我が国に対するテロの脅威が継続していることを踏まえると、物理的なテロの準備行為として、重要インフラ事業者等のシステムに侵入し警備体制に関する情報を窃取するなどのサイバーインテリ

ジェンスが行われるおそれもある。

(3) サイバー攻撃の手口

サイバー攻撃に用いられる手口としては、セキュリティ上のぜい弱性を悪用するなどして攻撃対象のコンピュータに不正に侵入するもの、不正プログラムに感染させることにより管理者や利用者の意図しない動作をコンピュータに命令するもの、特定のコンピュータに対し大量のアクセスを繰り返し行い、コンピュータのサービス提供を不可能にするものなどがある。また、不正プログラムに感染させる手口としては、業務に関連した正当なものであるかのように装った電子メールによる標的型メール攻撃が代表的である。

2 国内外におけるサイバー攻撃の発生状況

サイバー空間における脅威は、極めて深刻な情勢が続いており、今後もサイバー攻撃の手口の更なる巧妙化・多様化が懸念される。

(1) 国内

近年、国内において、先端技術や機密情報の窃取を目的として行われるサイバーインテリジェンス事案やウェブサイトの閲覧障害が多発しており、令和4年（2022年）には、政府機関や民間企業等で被害が発生するなど、我が国にとって大きな脅威となっている。

令和3年3月、国立研究開発法人海洋研究開発機構は、同機構の基幹ネットワークシステムに対する不正アクセスが行われていたことを発表した。当該不正アクセスにより、同機構の職員等の氏名、職員番号、アカウント、メールアドレス等が窃取された。

同年4月、警視庁は平成28年から平成29年にかけて、合計5回にわたり、住所、氏名等の情報を偽って、日本のレンタルサーバの契約に必要な会員登録を行った事件につき、中国共産党の男を被疑者として書類送致した。本事案を通じて契約された日本のレンタルサーバは、宇宙航空研究開発機構（JAXA）等に対するサイバー攻撃に悪用されることとなった。

その後の捜査を通じて、「約200の国内企業等に対する一連のサイバー攻撃が、「Tick」と呼ばれるサイバー攻撃集団によって実行され、当該Tickの背景組織として、山東省青島市を拠点とする中国人民解放軍第61419部隊が

関与している可能性が高い」と結論づけるに至った。

さらに、警視庁は、中国人民解放軍関係者と思われる人物からの指示により、日本製のウイルス対策ソフトを不正に購入しようとした事件につき、中国人の元留学生の逮捕状を取得した。

同年4月、内閣府は、内閣府、内閣官房、復興庁及び個人情報保護委員会の職員が使用するファイル共有ストレージが不正アクセスを受けていたことを公表した。当該不正アクセスにより、不正アクセスを受けたファイルに含まれていた231名分の個人情報が流出した可能性がある。

同年5月、我が国の大手ITベンダーは、関係者と情報共有を行うためのプロジェクト情報共有ツールが不正アクセスを受け、当該ツールに保存されていた情報の一部が窃取されたことを発表した。窃取された情報には、我が国の政府機関等が提供した情報が含まれていたほか、官民の参加したサイバーセキュリティに関する情報共有訓練に関する情報が含まれていた。

同年9月、原子力規制庁は、原子力規制委員会に対する不正アクセス事案に関する最終報告を発表した。同報告では、原子力規制委員会ネットワークシステムに対する不正アクセスにより、職員及び請負業者の認証情報を含むデータが窃取されたとし、また、攻撃者は、窃取した職員及び請負業者の認証情報を悪用して、システム内に侵入したなどとしている。

令和4年1月、化学工業関連企業は、自社で運用するサーバに不正アクセスが行われ、サーバ内に保存した情報の一部が外部に流出した可能性があると発表した。これに関連し、同社のグループ企業においても管理するサーバに不正アクセスが行われ、サーバ内に保存した情報が外部に流出した可能性があることを発表した。

同年5月、大手システム事業者及びグループ企業は、一部の通信制御装置に対して、脆弱性を悪用した不正アクセスが行われていたことを確認したと発表した。これにより、当該通信制御装置を通過した通信パケット等を窃取された可能性があるとしている。

同年9月、「e-Gov」等の政府機関や国内企業等が運営する複数のウェブサイトが一時的に閲覧不能となった。関連して、親ロシアのハッカー集団とされる「Killnet」やその関連組織である「Phoenix」、「Mirai」と呼ばれる

集団が犯行をほのめかす声明を発表する事案が発生した。

(2) 国外

近年、世界各国で重要インフラの基幹システムの機能停止や機密情報の窃取を企図したとみられるサイバー攻撃が相次いで発生しており、今後も世界的規模でのサイバー攻撃の発生が懸念される。

ア 発生状況

令和3年(2021年)2月、フランス国家情報システムセキュリティ庁(ANSSI)は、平成29年(2017年)から令和2年(2020年)にかけて、同国内のソフトウェア大手企業、ウェブホスティングプロバイダー等の複数の組織に対して、サイバー攻撃集団「Sandworm」によるものと類似するサイバー攻撃が行われていたとの報告書を発表した。

同月、米国フロリダ州オールズマー市において、水道システムに何者かが不正に侵入し、水酸化ナトリウムの濃度を通常の100倍以上に設定する事案が発生した。攻撃者は、リモートアクセスソフトウェア「TeamViewer」を介して当該システムに侵入した可能性があるが、治安当局は、オペレーターがこの異常な増量に気づき、設定値を元に戻したため、重大な健康被害等は生じなかったとしている。

イ 各国に関する情勢

(ア) 北朝鮮

北朝鮮は、政治目標の達成や外貨獲得を目的として、様々な形でサイバー攻撃を行っていると思われる。

令和3年(2021年)2月、米国司法省は、過去のサイバー攻撃事案に関与したとして、サイバー攻撃集団「Lazarus」に所属する北朝鮮ハッカー3人を起訴したと発表した。起訴内容には、平成26年(2014年)の米国ソニー・ピクチャーズ・エンターテインメントに対するシステム破壊を伴うサイバー攻撃、平成27年(2015年)から平成31年(2019年)にかけて実行されたバングラデシュ中央銀行等に対する金銭窃取を目的としたサイバー攻撃、平成29年(2017年)に世界各国の政府機関、病院、銀行、企業等に被害を発生させたランサムウェア「WannaCry」を用いたサイバー攻撃等が含まれている。

令和4年(2022年)4月、FBIは、ベトナムのIT企業「SkyMavis」から6億2,000万ドル相当の暗号資産が窃取された事案について、北朝鮮のサイバー攻撃集団「Lazarus」及び「APT38」が関与していたと発表。同年5月、米財務省外国資産管理局は、同事案で窃取した暗号資産の洗浄に用いられたミキシングサービス「Blender.io」に対して制裁措置を発動したことを発表した。

(イ) 中国

中国は、軍事関連企業、先端技術保有企業等の情報窃取を目的として、サイバー攻撃を行っていると考えられている。

令和2年(2020年)5月、FBIは、中国と関連のあるサイバー攻撃集団等による、米国の新型コロナウイルス感染症に関連した研究機関を標的とした攻撃について捜査していると発表した。攻撃者は、新型コロナウイルス感染症に関連する研究に係るネットワーク等から、知的財産及びワクチン、治療法等に関連する情報の不正取得を試みていたとしている。これを受け、米国国務省は、かかる試みを非難すると発表し、中国に対して、悪意ある活動を中止するよう求めた。

令和3年(2021年)7月、米国司法省は、航空、防衛、バイオ医薬品分野等に関する情報を標的として、米国、英国、ドイツをはじめとした複数の国々にサイバー攻撃を行っていたとして、サイバー攻撃集団「APT40」の構成員4人を起訴したと発表した。標的とされた情報には、潜水艦及び自動運転車に関する機微な技術情報、感染症に関する研究情報等が含まれていたとしている。

(ウ) ロシア

ロシアは、軍事的及び政治的目的の達成に向けて影響力を行使するため、重要インフラ事業者に被害を与えるサイバー攻撃や、他国の国政選挙に影響を及ぼすためのサイバー攻撃等を行ってきたと考えられている。

令和2年(2020年)7月、米国、英国及びカナダは、新型コロナウイルス感染症に関連する研究及びワクチン開発に関連して、ロシアが主体の「APT29」(Cozy Bear、The Dukes)と呼ばれるサイバー攻撃集団が研究情報及び知的財産を窃取しようとしているとして、注意喚起した。

特に英国は、ロシアの行動を全く受け入れられないとし、無責任なサイバー攻撃を中止するよう求めた。

同年10月、米国司法省は、平成27年(2015年)から平成28年(2016年)にかけて発生したウクライナに対するサイバー攻撃、平成30年(2018年)の平昌冬季オリンピック競技大会に対するサイバー攻撃等に関与したとして、ロシア軍参謀本部情報総局(GRU)に所属する6人を起訴したと発表した。平昌大会に対するサイバー攻撃では、数千台のコンピュータが被害を受けたなどとしている。

同年12月、米国サイバーセキュリティ・インフラストラクチャー・セキュリティ庁(CISA)は、遅くとも同年3月から米国の政府機関、重要インフラ事業者等が同国の大手ソフトウェア開発企業SolarWinds社製ソフトウェアのぜい弱性を利用したサイバー攻撃の被害を受けているとして、必要な対策を講じるよう注意喚起した。また、令和3年(2021年)4月、米国は、本件に関連して、対ロシア制裁を発動する大統領令を発出し、外交官10人の追放、32の団体・個人への制裁対象追加等の措置が発動された。また、米国は、当該サイバー攻撃については、ロシア対外情報庁(SVR)を背景とするサイバー攻撃集団「APT29」が実行したと断定している。

令和4年(2022年)2月、英国国家サイバーセキュリティセンター(NCSC)は、同月に発生したウクライナ金融機関に対するDoS攻撃について、「技術情報から、GRUが関与していたことはほぼ間違いない」と発表した。また、米・豪政府においても、同事案の攻撃主体をGRUであるとしている。

同年5月、ファイブアイズ(注)諸国、EU及びウクライナは、ロシア政府が国際衛星通信へのサイバー攻撃を行い、欧州全域に影響を及ぼしたとして、非難声明を発表した。同攻撃はロシアによるウクライナ侵略の約1時間前に行われ、通信会社「ViaSat」が運営する衛星ネットワークが標的とされた。

(注) ファイブアイズ

米英が立ち上げた機密情報共有の枠組みの呼称。米英のほか、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドが参加

3 サイバー攻撃対策

(1) サイバー警察局の設置

警察では、極めて深刻な情勢の続くサイバー空間をめぐる脅威に対処するため、令和4年4月、警察庁に新たにサイバー警察局を設置するとともに、重大サイバー事案の捜査を行うサイバー特別捜査隊を関東管区警察局に設置し、サイバー事案への対処能力の強化を図ったところである。

警察庁においては、これまでサイバー関係の業務に関する事務を複数の局がそれぞれ所掌し、発生した事案の態様に応じて対応してきたところ、今般のサイバー警察局の新設により、捜査指導、解析、情報集約・分析、対策といった業務が一元化され、人的・物的リソースの一層効果的な活用が可能となった。

また、特にサイバー事案の捜査に当たっては、外国捜査機関との連携が不可欠であるところ、令和4年4月に新たに国の捜査機関として設置したサイバー特別捜査隊が外国捜査機関等との各種会議に参加しているほか、同年6月、欧州各国の捜査機関との緊密な連携を図るため、ユーロポールに海外連絡担当官を派遣するなど、信頼関係の構築に向けて取り組んでいる。

警察庁では、都道府県警察が行うサイバー攻撃に係る捜査に対する指導・調整、官民連携や外国治安情報機関との情報交換に当たるとともに、長官官房参事官（サイバー情報担当）を長とする「サイバー攻撃分析センター」において、サイバー攻撃に係る情報の集約・分析を実施している。

また、政府機関、重要インフラ事業者、先端技術を有する事業者等が多く所在する14都道府県警察（注）には、「サイバー攻撃対策隊」を設置している。サイバー攻撃対策隊は、サイバー攻撃に係る捜査に関する専門的な知識、技能及び経験をいかし、設置された都道府県におけるサイバー攻撃対策のみならず、他の都道府県警察に対して技能・技術・体制面の支援を行うことにより、サイバー攻撃に対する警察全体の捜査能力の向上を図っている。このほか、情報収集活動の推進や民間事業者等との協力関係の確立においても、中核的な役割を果たしている。

さらに、警察庁及び全国に都道府県警察のサイバー攻撃対策部門へ技術的な面から支援を行う部隊である「サイバーフォース」を設置している。また、

警察庁の「サイバーフォースセンター」は、全国の「サイバーフォース」の司令塔の役割を担っており、サイバー攻撃発生時には被害状況の把握等を行う拠点として機能するほか、24時間体制でのサイバー攻撃の予兆・実態把握、標的型メールに添付された不正プログラムの解析、全国の「サイバーフォース」に対する指示等を行っている。

(注) 14都道府県警察

北海道、宮城、警視庁、茨城、埼玉、千葉、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、香川及び福岡

(2) サイバー攻撃の実態解明

警察では、違法行為に対する捜査を推進するとともに、サイバー攻撃を受けたコンピュータやサイバー攻撃に使用された不正プログラムを解析し、その結果や犯罪捜査の過程で得た情報等を総合的に分析するなどして、攻撃者及び手口に関する実態解明を進めている。また、外国治安情報機関との情報交換を行うとともに、ICPOを通じるなどして、外国捜査機関との間で国際捜査協力を積極的に推進している。

令和4年上半期には、不正プログラム「Emotet」(注1)の活動が活発になったところ、メールに添付されたショートカットファイルをダブルクリックすることで感染する新しい手口(注2)が出現したり、「Emotet」に感染することにより、ブラウザに保存されたクレジットカード情報が窃取される事案が発生したことから、警察庁ウェブサイト「@police」を通じて注意喚起を行った。

その他、サイバー攻撃事案で使用された不正プログラムの解析等を通じて把握した国内のC2サーバ(注3)について、サーバを管理する事業者等に働き掛け、不正な蔵置ファイルを削除するなどのC2サーバの機能停止(テイクダウン)を行うよう依頼するなどして、C2サーバの無害化措置を促進している。

(注1) 「Emotet」

コンピュータの利用者が送受信したメールの宛先、本文等の情報を窃取し、当該情報を元になりすましのメールを作成・送信することで感染を拡大させる機能を持つ不正プログラム

(注2) 新しい手口

従来確認されていた手口には、メールに添付された文書ファイル等のマクロを有

効化することで感染するものがあった。

(注3) C2サーバ

Command and Control server (指令制御サーバ)の略。C&Cサーバと省略する場合もある。制御の中心として、不正プログラムに感染した端末に指令を送り動作させるなどするサーバのこと。

(3) 官民連携の推進

警察では、各都道府県警察とサイバー攻撃の標的となるおそれのある重要インフラ事業者等とで構成するサイバーテロ対策協議会を全ての都道府県に設置し、サイバー攻撃の脅威や情報セキュリティに関する情報提供、民間の有識者による講演、参加事業者間の意見交換や情報共有を行っているほか、サイバー攻撃の発生を想定した共同対処訓練等を行っている。

このほか警察では、平素から、事業者等に対し、事案発生時における警察への通報を要請している。また、我が国の事業者等を対象としたサイバー攻撃が呼び掛けられていることなどを認知した場合は、攻撃対象とされた事業者等に対して速やかに注意喚起を行い、被害の未然防止を図っている。

さらに、情報窃取の標的となるおそれの高い先端技術を有する全国約8,400の事業者等(令和4年6月現在)との間で、情報窃取を企図したとみられるサイバー攻撃に関する情報共有を行うサイバーインテリジェンス情報共有ネットワークを構築しており、このネットワークを通じて事業者等から提供された情報を集約するとともに、これらの事業者等から提供された情報及びその他の情報を総合的に分析し、事業者等に対し、分析結果に基づく注意喚起を行っている。また、警察庁とウイルス対策ソフト提供事業者等とで構成する不正プログラム対策協議会において、不正プログラムに関する情報共有を行っているほか、警察庁とセキュリティ監視サービス又はセキュリティ事案に対処するサービスを提供する事業者とで構成するサイバーインテリジェンス対策のための不正通信防止協議会において、標的型メール攻撃等に利用される不正プログラムの接続先等の情報を共有することにより、我が国の事業者等が不正な接続先へ通信を行うことを防止している。

4 アトリビューションにより明らかにした国家を背景とするサイバー攻撃事案 北朝鮮当局の下部組織とされる「Lazarus」と呼称されるサイバー攻撃集団

が数年来、国内の暗号資産関係事業者を標的としたサイバー攻撃を行っている
と強く推察される状況にあることが、関係都道府県警察やサイバー特別捜査隊
の捜査等によって判明した。

このようなサイバー攻撃が今後も継続されると考えられるほか、最近では、
暗号資産取引が事業者だけではなく、個人間でも行われているため、個人にも
被害が及ぶおそれがあることから、個人のセキュリティ対策の強化が重要とな
っている。こうしたことから、暗号資産取引に関わる個人及び事業者が、組織
的なサイバー攻撃が行われているという認識を持ち、サイバーセキュリティ対
策の強化に取り組むよう、警察庁は、令和4年10月14日、金融庁及び内閣サイバ
ーセキュリティセンターと連名で注意喚起を発表した。

第4章 警備実施

第1 G7広島サミット等に向けた諸対策

G7広島サミットについては、令和5年（2023年）5月19日から同月21日まで、広島県において開催することが、令和4年7月15日の閣議で了解された。

このほか、関係閣僚会合として、科学技術大臣会合（仙台市）、男女共同参画・女性活躍担当大臣会合（栃木県・日光市）、内務・安全担当大臣会合（茨城県・水戸市）、デジタル・技術大臣会合（群馬県）、外務大臣会合（長野県・軽井沢町）、貿易大臣会合（大阪府）、財務大臣・中央銀行総裁会議（新潟県・新潟市）、教育大臣会合（富山県・石川県（共催））、保健大臣会合（長崎県・長崎市）、労働雇用大臣会合（岡山県・倉敷市）、農業大臣会合（宮崎県・宮崎市）、気候・エネルギー・環境大臣会合（札幌市）、交通大臣会合（三重県・志摩市）及び都市大臣会合（香川県・高松市）の14の会合が開催される予定である。

G7広島サミット及び関係閣僚会合並びにこれらの関係行事（以下「G7広島サミット等」という。）をめぐっては、我が国に対する国際テロの脅威が継続しているほか、サイバー攻撃、右翼等による違法行為、テロ組織等と関わりのない者による違法行為等の発生が懸念されるなど、厳しい情勢にある。警察としては、国内外要人の身辺の安全と行事の円滑な進行を確保するため、全国警察の総力を挙げて、各種の対策を推進することとしている。

1 政府における取組

政府においては、令和4年7月15日、G7広島サミットの開催準備に関し、関係省庁の緊密な連携を図りつつ政府全体の総合調整を行い、G7広島サミットの円滑な開催を図るため、内閣官房副長官（事務）を長とする「G7広島サミット準備会議」を設置したほか、同月25日には、G7広島サミットに参加する要人の身辺の絶対安全の確保及び会議の円滑な開催並びに開催地その他の地域におけるテロの防止を図るため、同会議の下に内閣危機管理監を長とする「セキュリティ対策部会」を設置するなど、G7広島サミットの開催に向けた準備を進めている。

2 警察の取組

警察庁では、令和4年7月15日、G7広島サミット等の開催に伴う警察措置の万全を期するため、警察庁次長を長とする「G7広島サミット等警備対策推進室」を設置したほか、首脳会議の開催地を管轄する広島県警察においては、同月1日に「サミット対策課」を設置し、関係閣僚会合の開催地を管轄する道府県警察においても所要の体制を構築するなど、全国警察が一体となった総合的な警備諸対策を推進している。

第2 警衛・警護

1 警衛

天皇皇后両陛下は、令和4年（2022年）中、第77回国民体育大会総合開会式御臨席（10月：栃木県）、第37回国民文化祭及び第22回全国障害者芸術・文化祭御臨場（10月：沖縄県）及び第41回全国豊かな海づくり大会御臨席（11月：兵庫県）のため行幸啓になった。

なお、天皇皇后両陛下が例年御臨場される全国植樹祭は、オンラインによる行幸啓となった。

秋篠宮皇嗣同妃両殿下は、令和4年中、立皇嗣の礼お済ませにつき神宮及び神武天皇山陵御参拝、両殿下の思し召しによる孝明天皇山陵、英照皇太后山陵、明治天皇山陵及び昭憲皇太后山陵御参拝（4月：三重県、奈良県及び京都府）、立皇嗣の礼お済ませにつき昭和天皇山陵御参拝、両殿下の思し召しによる大正天皇山陵、貞明皇后山陵及び香淳皇后山陵御参拝（4月：東京都）のほか、令和4年度全国高等学校総合体育大会御臨席（7月：徳島県）、第46回全国高等学校総合文化祭「とうきょう総文2022」総合開会式御臨席（7月：東京都）、第22回全国障害者スポーツ大会御臨席（10月：栃木県）、第45回全国育樹祭御臨席（11月：大分県）等のためお成りになった。

なお、秋篠宮皇嗣同妃両殿下が例年御臨席される全国「みどりの愛護」のつどいは、オンラインによるお成りとなった。

海外へは、天皇皇后両陛下が、英国女王エリザベス二世陛下御葬儀御参列のため同国へ御訪問（9月）になった。

警察では、皇室と国民との親和に配慮しつつ、天皇陛下及び上皇陛下並び

に皇族方の御身の安全を確保するとともに、歓送迎者の雑踏事故の防止等を図っている。

2 警護

(1) 国内要人

岸田首相は、令和4年3月にG7首脳会合出席等のためベルギー、首脳会談等のためインド及びカンボジアを、同年4月に首脳会談等のためアジア（インドネシア、ベトナム及びタイ）、欧州（イタリア、パチカン及び英国）を、同年6月にG7エルマウ・サミット及びNATO首脳会合出席等のためドイツ及びスペイン、首脳会談等のためシンガポールを、同年7月に第10回核兵器不拡散条約運用検討会議出席等のため米国を、同年9月に第77回国連総会出席等のため米国を、同年11月にG20パリ・サミット及びAPEC首脳会談出席等のためアジア（カンボジア、インドネシア及びタイ）をそれぞれ訪問した。

警察では、関係国の警護当局との緊密な連携の下、的確な警護措置を実施し、首相の身の安全を確保した。

(2) 外国要人

令和4年中は、5月の日米豪印首脳会合出席等のため、米国大統領、オーストラリア首相及びインド首相が来日した。

関係警察では、所要の警護を実施し、外国要人の安全を確保した。

第5章 自然災害等への対応

第1 大規模災害等への対応能力の強化

近年、我が国における豪雨等の気象災害が激甚化・頻発化しており、また、これらの災害に加え、大規模地震、火山噴火をはじめとする多様な災害にも備える必要があるところ、警察では、令和4年（2022年）度から、以下の施策を実施し、災害対応能力の強化に努めている。

令和3年中に、警察用航空機（ヘリコプター）を災害対応における警察機動力の中核と位置付ける制度改革を行うなど、大規模災害の対応における警察用航空機の広域運用の強化等を図ったことを踏まえ、大規模災害をはじめとする緊急事態等への対応を念頭に、警察用航空機の操縦士を計画的に養成するため、操縦資格の取得に係る専科教養を新設するなど、警察用航空機の運用能力の更なる向上に向けた取組を推進している。

災害対応をはじめとする緊急事態等への対応や各種警察活動において無人航空機を一層活用するため、研究機関等と協力して、警察用航空機と無人航空機を連携させて運用する技術について研究開発を行うなど、無人航空機の運用能力の更なる向上に向けた取組を推進している。

第2 地震による被害

令和4年（2022年）中は、震度5強以上の地震が8回発生した。地震による人的被害（10月31日現在）は死者2人等であった。

このうち、主な地震の概要、警察措置等については、次のとおりである。

1 福島県沖を震源とする地震の概要

令和4年3月16日午後11時36分頃、福島県沖の深さ57キロメートルを震源とするマグニチュード7.4の地震が発生し、宮城県登米市・蔵王町、福島県国見町・相馬市・南相馬市で震度6強を記録した。これにより死者2人等の被害が発生した。

2 警察措置等

管轄区域内で被害が発生した関係警察では、災害警備本部等を設置し、指揮体制を確立するとともに、警察用航空機等を活用した被災状況についての情報収集等を実施した。また、警察庁及び関係管区警察局においても所要の体制を構築し、関連情報の収集、関係機関との連絡調整等を実施した。

警察では、今後も発生が懸念される南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震等における措置等について、政府における各種計画の策定・見直し等を踏まえつつ、引き続き、部隊派遣計画等の具体的な検討を進めていくこととしている。

第3 大雨による被害

令和4年(2022年)中の大雨による人的被害(10月31日現在)は、死者3人、行方不明者2人等であった。

このうち、主な大雨の概要、警察措置等については、次のとおりである。

1 令和4年8月3日から大雨の概要

令和4年8月3日に低気圧が東北地方を通過し、低気圧に伴う前線が同月4日にかけて北陸地方へ南下して停滞、同月5日には本州南岸まで南下した。低気圧や前線に向かって高気圧の縁を回る空気や、台風第6号を起源とする暖かく湿った空気が流れ込んだため、北日本から西日本では同月5日にかけて、東北地方と北陸地方を中心に断続的に猛烈な雨が降り、記録的な大雨となった。同月6日以降も前線や低気圧の影響により各地で大雨となった。これらの大雨等により死者2人等の被害が発生した。

2 警察措置等

管轄区域内で被害が発生した関係警察では、災害警備本部等を設置し、指揮体制を確立するとともに、警察用航空機等を活用した被災状況についての情報収集、被災者の救出救助、行方不明者の捜索、交通対策、情報通信対策、被災地における各種犯罪等への対策等の活動を実施した。また、警察庁及び関係管区警察局においても所要の体制を構築し、関連情報の収集、関係機関との連絡調整等を実施した。

警察では、今後も部隊の装備資機材等の高度化や計画的な整備をはじめ、想定される被災現場における救助技術の更なる検討や警察用航空機の積極的な広域運用による早期被害状況等の把握、効果的な部隊派遣・運用等を図り、災害対処能力の向上に努めるとともに、大規模浸水や河川の氾濫への対応等についての検討を進めていくこととしている。

第4 台風による被害

令和4年（2022年）中は、24個の台風が発生し、うち11個が接近した。

台風による人的被害（10月31日現在）は、死者8人等であった。

このうち、主な台風の概要、警察措置等については、次のとおりである。

1 台風の概要

(1) 台風第14号

令和4年9月14日午前3時、小笠原近海で発生した台風第14号は、同月18日午後7時、非常に強い勢力で鹿児島市付近に上陸し、同月19日朝にかけて九州を縦断した。その後進路を東よりに変え、同月20日午前9時に日本の東で温帯低気圧に変わった。同台風により、九州を中心とする西日本で記録的な大雨や暴風が発生し、9月15日の降り始めからの総雨量は、九州や四国の複数地点で9月1か月の平年値の約2倍となった。宮崎県美郷町では1,000ミリ近い雨量を観測した。また、最大瞬間風速では、鹿児島県屋久島町で50.9メートルを観測したほか、複数地点で観測史上1位を更新した。この台風により死者5人等の被害が発生した。

(2) 台風第15号

令和4年9月23日午前9時、室戸岬の南約300キロで発生した台風第15号は、北東進し、近畿地方や東海地方に接近した後、同月24日午前9時に東海道沖で温帯低気圧に変わった。台風周辺の発達した雨雲により、東日本の太平洋側を中心に大雨となり、静岡県や愛知県では同月23日夕方から同月24日明け方にかけて線状降水帯が発生し、記録的な大雨となった。特に静岡県では猛烈な雨が降り続き、記録的短時間大雨情報が多数発表された。また、複数の地点で24時間雨量が平年の9月1か月分の雨量を上回り、観測史上1位を更新した。この台風により死者3人等の被害が発生した。

2 警察措置等

管轄区域内で被害が発生した関係警察等では、災害警備本部等を設置し、指揮体制を確立するとともに、警察用航空機等を活用した被災状況についての情報収集、被災者の救出救助、行方不明者の搜索、交通対策、情報通信対策等の活動を実施した。また、警察庁及び関係管区警察局においても所要の体制を構築し、関連情報の収集、関係機関との連絡調整等を実施した。

警察では、今後も各種合同訓練の積極的な実施を推進し、関係機関との連携強化等を図るほか、装備資機材の整備を進めるなど、災害対処能力の向上に努め、大規模浸水や河川の氾濫への対応等についての検討を進めていくこととしている。

第5 各種感染症への対策

1 新型コロナウイルス感染症への対応

警察では、職員の感染防止のための取組を徹底し、各都道府県における感染状況やまん延防止措置等を踏まえつつ必要な措置を講じるなど、「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、新型コロナウイルス感染症対策を推進している。

警察庁では、令和2年（2020年）1月26日、警備局長を長とする「新型コロナウイルスに関連した感染症に関する対策本部」を設置し、同月30日、次長を長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」に改組した。さらに、同年3月26日には、政府に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「新型コロナウイルス感染症対策本部」が設置されたことを受け、警察庁長官を長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置した。

警察では、「コロナ禍」にあっても警察力を維持するため、例えば、機動隊等の訓練や災害対応等における感染防止対策にも留意するなど、緊急事態対処に備えた集団警備力の維持確保に努めているほか、警察職員間又は警察職員と接する一般の方等への感染防止の観点から、各種感染拡大防止対策を講じている。

そのほか、警察では、空港等における警戒警備、「コロナ禍」で利用者が急増しているウェブ会議システムのぜい弱性につけ込んだサイバー攻撃に係る注

意喚起、感染拡大に伴う混乱等に乗じた犯罪の取締り、警察関係行政手続の臨時措置等に取り組んでいる。

2 新型インフルエンザ等への対応

警察は、新型インフルエンザ等が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とした新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成25年（2013年）4月に施行されたことを踏まえ、同年10月には、発生段階に応じ、警察庁及び都道府県警察が実施すべき、感染対策、水際対策の支援、医療活動の支援、社会秩序の維持、緊急事態措置に対する支援等を定めた「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。また、平成26年7月、国家公安委員会及び警察庁が限られた人員の中で治安維持機能を継続するために、必要な事項を定めた「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対応業務継続計画」を策定した。各都道府県警察においても、知事部局等関係機関と連携を図り、地域の実情に応じた行動計画を策定している。さらに、警察庁では、新型インフルエンザ等発生時の対処能力向上のため、平成25年度以降、年1回、政府全体訓練と連携した訓練を実施しており、各都道府県警察においても、関係機関、団体等と連携した訓練を実施している。

3 その他国際的に脅威となる感染症への対応

エボラ出血熱や中東呼吸器症候群（MERS）等の感染症が国際社会にとって大きな脅威となっていることを受け、平成27年9月、関係機関の緊密な連携の下に、効果的かつ総合的な対策の推進を図るため、内閣総理大臣が主宰する「国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議」が開催され、同閣僚会議の下に「国際的に脅威となる感染症対策推進チーム（構成員：警備局長）」、「国内検査・研究体制推進サブチーム（構成員：警備第三課特殊警備対策官）」等が設置された。

警察では、同閣僚会議において決定された「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針」（平成27年9月）及び「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」（平成28年2月）を踏まえ、関係機関が一体と

なっていく感染防止対策へ積極的に参画するとともに、感染症対策に関する研修・教養、感染防護資機材の着脱訓練をはじめとする各種訓練、必要な装備資機材の点検・整備等を継続的に行い、対処能力の向上を図ることとしている。